

平成30年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成30年3月12日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 代表質問

日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 高橋勇樹 | 2番 | 今枝和子 |
| 3番 | 高田浩視 | 4番 | 寺町茂 |
| 5番 | 河村志信 | 6番 | 澤村均 |
| 7番 | 堀部好秀 | 8番 | 鏝本規之 |
| 9番 | 黒田芳弘 | 10番 | 臼井悦子 |
| 11番 | 道下和茂 | 12番 | 村瀬明義 |
| 13番 | 若原敏郎 | 14番 | 瀬川治男 |
| 15番 | 上谷政明 | 16番 | 大西徳三郎 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------|------|----------------|-------|
| 市長 | 藤原勉 | 副市長 | 石川博紀 |
| 教育長 | 川治秀輝 | 総務部長 | 畑中和徳 |
| 企画部長 | 大野一彦 | 市民環境部長 | 森寛 |
| 健康福祉部長 | 久富和浩 | 産業建設部長 | 青木幹根 |
| 林政部長兼 根尾総合支所長 | 蜂矢嘉徳 | 上下水道部長 | 三浦剛 |
| 教育委員会 事務局長 | 溝口信司 | 会計管理者兼 会計課長 | 小野島広人 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 坪内重正 | 議会書記 | 杉山昭彦 |
| 議会書記 | 鈴木友理香 | | |

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において、代表質問及び一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号4番 寺町茂君と5番 河村志信君を指名いたします。

日程第2 代表質問及び日程第3 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第2、代表質問及び日程第3、一般質問を行います。

最初に、代表質問を行います。

市政自民クラブ代表、9番 黒田芳弘君の発言を許します。

○9番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

第1回の定例会に当たり、代表質問の機会をいただきました。

初めに、2月5日、6日に、会派のメンバーに加え、村瀬議員にも御同行いただきまして、東海市と新城市にて視察・研修を行いました。東海市では、私が議長当時、桜のおもてなしで御一緒した鈴木市長さんみずからに芸術劇場や駅前広場などを御案内いただき、温かいおもてなしを受けました。東海市さんとは桜で交流が深まり、3年前に完成したすばらしい芸術劇場の会場コンサートには、本市のおもてなし事業で行かれた根尾中生徒のオカリナ演奏をぜひにと招待いただき、生徒たちにとっても思い出の劇場であります。また、市街を見渡す丘の上につくられた加木屋緑地には、釜石市の復興支援植樹の仮植えの際の本市の藤原市長の写真も掲載してありまして、両市の友好の姿を見ることができました。比較的近くて行き来しやすい本市との交流が市民全体に広がるようになればと期待するものであります。

それでは、市政自民クラブを代表いたしまして、所信表明で述べられた6つの基本政策に沿って、5点10項目についてただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

1つ目の基本政策、地域資源を生かして活力を創造するまちから、企業誘致戦略について質問に入ります。

合併時からの念願でありました高速道路インターチェンジが、どうやら6年後の2024年（平成36年）の開通となるようであります。インターチェンジ建設による最大の期待は、工場や物流倉庫あるいは大型商業施設などの企業進出による税収増と雇用の拡大であることは、周知のことです。

私が議員となってすぐにモレラ岐阜がオープンし、まちの姿は大きく変化し、また屋井工業団地建設の大事業にも着手をし、完売をいたしました。インターチェンジの開通予定から逆算すると、20年も前からこうした事業が進み、計画段階からいたしますとずっと以前から動き始めていたわけであり、その期待の大きさがうかがえます。

既に完成いたしました東回りでは、その効果が大きく報道されており、目に見えて私が実感するのは、土岐にできたアウトレットモールを核にした商業施設周辺では、休日ともなると一日中インターまでつながってしまうほど車や人であふれ返り、大変なにぎわいを見せております。

屋井工業団地が進められるころ、私は一般質問で取り上げ、その効果として期待するものは、固定資産税や市民税などの税収増、人口増による地域経済の活性と市内在住者の雇用拡大であろうとして、その効果を最大限発揮させる市の取り組みについて尋ねたことがあります。完成した屋井工業団地を検証して、このまたとないチャンスを確実に捉えるため、次の戦略を着実に描いていきたいと思っております。

そこで、まず1項目めでございますが、完成し、完売が始まったこの屋井工業団地の検証ですが、総事業費と売却収入による収支についてお尋ねをいたします。

2項目めは、期待された市内の雇用拡大はどうなったのか、その状況についてお尋ねをいたします。

次に3項目め、固定資産税など税収効果はどの程度なのか、お尋ねをいたします。

次に、4項目めでございますが、今後の企業誘致戦略についてお尋ねをいたします。

現在、西回りルートは、大垣西インターから、関広見インターの両側からこちらへ順次工事が進められており、西回りの沿線自治体では、東濃地域のように工場進出による雇用や税収の増加へ期待が高まる一方、農地転用の難しさもあり、工場用地の確保に苦心する報道があります。

開通した東回りでは、アクセスのよさに加え、津波被害のない内陸部でリスクが少なく、工事着手の2000年から15年までに約150社が進出、3万6,000人の雇用が生まれており、以降も増加傾向にあるとしております。

県は、西回り開通後の関西や長野市からの進出を期待し、2020年までに300ヘクタールの工場用地の確保を目指しておりますが、大垣市や海津市では、農業振興地域で規制がかかっている土地が多く、転用が難しいため、開発計画が立てられない状況であるとしております。

このように、大きなチャンスである一方、開発に当たっては多くの課題もあります。本市における今後の企業誘致戦略についてお尋ねをいたします。

続きまして、2点目に移りますが、5つ目の基本政策、住みやすく、利便性の高い快適なまちを掲げておりますが、道路インフラを加速させる財政投融资を活用した道路整備への対応について質問をいたします。

東海環状自動車道については、その整備に当たり、事業費の3分の1を県が負担する形で現在まで進められてきました。一部には三重県部分もございいますが、ここ数年は年間300億から330億円の事業費で推移してきましたので、約90億円程度を岐阜県が負担してきたこととなります。

ことしに入って制度が変更され、負担金が要らなくなるといった情報が聞こえ、この負担金がなくなれば、その分、県の道路整備が進められるとの思いから、早速2月に国の関係者を現地に招いて、おこなっている地域の道路整備の状況を説明し、重ねて整備促進を要望いたしました。

この仕組みについて、方々を訪ね、調べてみました。

資料1を見ていただきたいと思います。

これは、国土交通省における平成30年度予算の大臣折衝で認められた内容であります。現在の低金利を生かし、財政投融资を活用して道路整備を加速させるというもので、財政誘致1.5兆円を追加し、高速道路保有機構へ融資することで、1兆円程度の金利負担が軽減されます。これを高速道路会社に投資をし、ここが発注者となって、例えばこの地方では東海環状自動車道の工事を発注いたします。形上は民間会社の発注なので、県の事業負担は不要となり、この分を県は道路整備に投入することが可能になるといった内容であります。加えて、資料2にあるように、インターチェンジの整備とあわせて関係自治体が行うアクセス道路整備を支援するための個別補助制度を創設するといったものであります。

そこで、まず1項目めでございますが、今の説明はあくまでも大臣折衝の内容であり、当然、平成30年度の国の予算成立後の県の意向もありますが、この政策の詳細な内容について説明を願います。

2項目め、本巣市内、特に北部地域では、県道関本巣線の金坂峠や国道157、418号、県道藤橋根尾線、県道根尾谷汲大野線など、予算がないためか、その立場にある方の力がないためなのかわかりませんが、以前と違って一向に道路整備が進みません。いかんせん県の事業であることから、我々のような市議の立場では大きな事業となると限界があります。私が常々思うことでありますが、隣の揖斐へ向かうと、町道にまでトンネルが掘られるなど、この差にいつも悔しい思いをしている次第であります。この制度が確立すると、岐阜県では概算80億から100億円の財源が生まれ、これを仮に道路整備だけに活用するとしたら、今まで予算がないという理由でおこなってきた道路整備を一気に加速させることができます。そのためには、国・県の動向を注視しながら、他に先行して準備を進める必要があります。市の対応について伺いたいと思います。

次に、4つ目の基本政策、心が通い合う、安全で安心して暮らせるまちから、庁舎の統合について触れたいと思います。

今定例会2日目の後、所属する青年議員勉強会の研修会が岐阜市で開かれ、今回初参加となりました高橋議員とともに参加をしてきました。ここには柴橋新市長も駆けつけ、御挨拶をいただきま

したが、研修内容は新庁舎建設事業についてでありました。

岐阜市の新庁舎建設計画につきましては、平成16年の岐大医学部跡地利用から始まって、現在、ようやく入札までたどり着けたということでもあります。担当者からは、ここに来てようやく新庁舎不要論はなくなったということで、この事業には多種多様の意見があったということでもあります。去る1月に、岐阜市では7名が立候補し、市長選が行われましたが、14年もの間、行政、議会、市民がかかわり、岐阜市全体で議論を交わし、やっとここまで来たはずの建設計画が、この期に及んで、この選挙におきましても、新庁舎見直しを訴える候補者と、またそれを支持する市民がいることに、私は部外者ではございますが、今まで積み上げてきたことは一体何だったのかというふうに疑問に思いました。と同時に、これだけ難しい事業であるということを確認いたしました。

本市は、合併時より庁舎統合の課題は先送りされたまま14年を経て、今日まで分庁舎方式で行政運営が行われている現状であります。東日本大震災を契機に、防災面での教訓から、庁舎機能の課題がメディアで指摘をされてきました。本市においても、庁舎統合について再度議論が高まり、各界の代表者で構成された検討委員会で協議がされました。この報告書を拝見いたしますと、必要性は誰もが認め、防災拠点となる機能的な庁舎とすることや、合併特例債の活用を唱えながらも位置にこだわる意見もあり、本来の目的とは違う地域エゴが出てしまったことは残念でなりません。莫大な費用を必要とするこの大事業を、将来の本巣市に負担を先送りしない形で、さらに職員の樽見鉄道利用など、本市にとって機能的で、かつ最も効果の発揮できるものにしていきたいと、今生きるこの世代の責任というものを感じております。

そこで、まず1項目めでございますが、庁舎統合へ向けた現在の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、2項目めでございますが、14年前に4町村で合併した本巣市には、合併特例債という実質3割の負担で財源として活用できる有利な特例債があります。平成の大合併は、行政の効率化を目指し、自治体の広域化によって行財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することを目的に進められました。合併特例債は、合併に導く大きな優遇策として、7割までを国が負担するという破格に有利な借入れ制度であります。本市においては、合併したからこそその庁舎統合であり、当然その建設に当たっては、この有利な特例債を活用することが大前提であると考えます。

当初は合併年度とその後10年の限定でありましたが、2011年の東日本大震災後、被災地は10年、それ以外の市町村は5年延長されました。2020年には多くの自治体が発行期限を迎えますが、熊本地震など相次ぐ大災害や東京オリンピックによる建設事業が増加し、各地で特例債充当工事の入札不調が相次ぎ、延長を求める声が出てきたことから、自民党の総務部会ではことし1月にあと5年延長する方針を決めたということでもあります。対象の自治体では当然その動向に注視をされていることと存じますが、延長の可能性についてお尋ねをいたします。

次に、3項目めでございますが、先日、市庁舎建設に当たり、同じような状況にあった新城市で視察・研修を行いましたので、少し報告をさせていただきます。

新城市は、2005年（平成17年）10月1日に旧新城市と南設楽郡鳳来町及び作手村との合併で新市

として誕生し、面積は約500キロ平方メートル、愛知県内では豊田市に次いで2番目に広い面積を有しております。人口は約4万6,000人、周りを山々に囲まれ、市の中央に豊川が流れる、比較的本市と似た状況のまちであります。

伺ったときは、5月の完成を目指し、急ピッチで工事が進められておりました。

ここで資料3を見ていただきます。

まず新庁舎の概要ですが、旧庁舎と道路を隔てた場所で、床面積が6,776平米、地上4階建てで総工費は約40億、その他の事業も含めると総事業費は約50億円になるということでもあります。

次のページからは、庁舎建設に至る経緯があります。平成17年10月の新市誕生から、本市と同じように、8施設に分散し、運営が行われてきました。統合した新庁舎建設が具体的に動き出したのは5年後の平成22年10月で、ここで見ていただきたいのは、最後の平成28年12月の起工報告会まで6年もの間、これだけの協議や説明会を実施しており、この間、平成27年5月にはそのときの現計画の見直しを問う住民投票まで実施がされております。

本巣市は、まだ庁舎統合の建設そのものが決まったわけではありません。建設に向け、仮にここと同じような道りを歩むとしたら、先ほどの岐阜市の例もあり、かなりの時間を要し、そうそうスムーズに進む事業ではないことを認識しております。先ほどの合併特例債の期限の問題とあわせ、きちんとした段階的計画など、全体のスケジュールをしっかりと立てて取り組むべきと考えます。市長の考えをお聞きしたいと思います。

次に移ります。

6つ目の基本政策、人材の育成や市民活動が活発な元気なまちから、次代を担う子どもたちの環境づくりとして義務教育学校の創設について触れたいと思います。

義務教育学校については、昨年と同じこの代表質問で取り上げましたが、現時点では設置は考えていませんが、小中一貫教育を充実させていきたいという答弁でありました。しかしながら、平成26年5月の時点で小中一貫教育が行われているのは全国で1,130件あり、義務教育学校の創設は平成28年4月の時点で115件、それ以降の設置予定322件を合わせますと437件となっております。創設後の効果検証を見ましても、中学校の不登校の減少、学力調査などの平均正答率の上昇、児童・生徒の模範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童・生徒の理解や指導方法の改善意欲の高まりなどに成果があったと高く評価をしております。少子化が進み、児童・生徒数が急激な減少を見る状況において、特に複式学級を強いられている小規模校において、子どもたちへの学習体制の公平性の面から、創設に向けて改めて検討すべきとの考えから、再度この問題を取り上げてみました。

資料4を見ていただきながら、改めて義務教育学校について触れたいと思います。

改正学校教育法により、2年前の2016年4月より小中一貫教育を実施する義務教育学校を創設することができるようになりました。具体的には、現行の小学6年、中学3年の区切りある義務教育の9年間を一貫して行うものであります。歴史的に見ますと、日本で義務教育が小学校と中学校に分かれているのは、もともと小学校しか義務教育がなかった日本に対し、戦後、GHQが政策とし

て中学校を建たせたことに起因をしております。

次のページには、そのメリットとデメリットがあります。

まずメリットにつきましては、1つ目といたしまして、9年間の中で学習内容が自由になり、例えば中学の内容を先取りして小学校で学ぶことができます。2つ目といたしまして、教員同士の情報交換が容易になり、学習面、生活面の両面において、適切できめ細やかな対応ができます。3つ目といたしまして、小学校から中学校へ上がるとき、環境の変化で学校になじめず挫折する中1ギャップの解消ができます。4つ目といたしまして、9学年が一緒に学ぶことで、下は上の子の勉強やイベントに興味を持つようになり、上は思いやりやリーダーシップを発揮するようになり、新しい交流が生まれます。

次に、デメリットでございますが、1つ目といたしまして、9年間同じ学校で生活するため、人間関係が固定化すること。2つ目といたしまして、これは行政面の問題として、教員は小・中両方の教員免許が必要となります。3つ目といたしまして、これも行政側の問題でございますが、義務教育学校のよさが広まると、本来の目的とは違う財政面の都合から学校の統廃合に利用される可能性があるとしております。

以上が義務教育学校のメリットとデメリットであるようではありますが、ことしに入つてすぐ、隣の北方町が義務教育学校創設を検討するといったニュースがありました。早速、町長と教育長を訪ね、その構想について聞いてまいりました。

資料5に、この北方町学校の構想があります。

その目的は、当然、教育力の向上が大前提であります。老朽化し、建てかえの必要がある学校給食センター建設の問題とあわせ、施設の効率的活用の面もあつたとしております。ここの新たな学校の仕組みは、現在の小学校3校、中学校1校から2校の義務教育学校を創設するものであり、平成35年度の開設を目指すとしております。

全国的に見ますと、2016年4月施行前の2月の調査で、創設が決定した136校のうち、施設一体型が109校、学年の区切りは4-3-2が77校と最も多く、このタイプが主流となるようであります。

これらは現在の義務教育学校に関する概要であります。本市にリンクをして質問に入りたいと思います。

1項目めでございますが、現在、根尾小では、行政の理解もあつて、学習支援員と複式学級解消の非常勤講師が配置をされ、国語、算数、理科、社会の主要科目については分かれて授業が行われております。しかしながら、文科省の規定により、複式学級が強いられております。仮に義務教育学校となった場合、教科担任制など教員の配置についてはどう変わるのか、お尋ねをいたします。

次に、2項目めでございますが、先ほどの資料で取り上げました北方町の構想では、教育力の向上に加え、学校運営の財政的効率や施設の効率的活用も目的の一つとしておりますが、これらの観点から見るとどうなるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

次に、3項目めでございますが、これは2項目めの質問と関連もいたしますが、義務教育学校創

設の目的からすると、より効果の高い施設一体型が本来の形だろうというふうに考えます。9学年が同じ施設で学ぶには、階段の規格や体育施設など、体格の違いから施設利用が困難になることが予想されます。私がPTA役員の際には、役員会や学校の行事でよく学校へ伺いました。私も余り体格がいいほうではございませんが、机や椅子が小さく、階段も低くて、使いにくさというものを感じましたが、逆に小さい子からすれば、中学校の施設はもっと使いにくさを感じると思われれます。施設一体型の場合の施設の改修の必要性について伺いたいと思います。

次に、根尾地域での創設への見解と方針について伺います。

ことし2月に、根尾地域教育活性化検討会議が開催されました。私もPTAのOBということでメンバーの一員でございますが、ここでは根尾地域での教育方針、学校運営や地域とのかかわりなどについていろいろと協議し、地域の教育のあり方を探っております。子どもの数が年々減っていき、学校活動やPTA活動、地域行事にも支障が出ている現状をどうしたらよいか、この環境の中、子どもたちにとってどんな教育がふさわしいのかが、設置以来、延々と続いているテーマであります。私が3年前に白川郷学園を視察した小中一貫校の取り組みを委員の皆さんに御紹介した経緯がございますが、今回、改正で創設が可能になったこの義務教育学校について、みんなで考えてみようという内容も今回ございました。資料6がそのときの資料でございます。

根尾地域ではこれまでも、小規模学校の特色を生かして、小学校では1年から6年までを班に分け、うすずみ班活動として6学年を通じた取り組みを続けていますし、幼・小・中合同の運動会や小・中合同の資源回収など、地域の子どもたちが一体となった活動に取り組んできました。

義務教育学校については、今後、国全体で次第にふえていくことと思われれます。それは、中1ギャップの解消などの狙いと同時に、地域の再構築という役割を担っているからであります。少子化による学校統廃合などと並行して地域社会を形成していた力が衰えつつあることが、現在の大きな課題となっております。これに対して、文科省は、義務教育学校や一貫型小中学校について、保護者や地域住民が学校運営に参加するコミュニティスクールにすることを期待しております。少子化による学校統廃合が避けられない中で、新たな義務教育学校や一貫型小中学校をコミュニティスクールにすることで、学校を中核にして衰退しつつある地域を再構築しようというのがもう一つの狙いでもあるからです。義務教育学校の創設は、地方創生という役割もあるということ認識しておくべきと考えます。

先ほどの会議では、説明の後の意見交換では、保護者からは教育力向上への期待、地域の皆さんからは学校存続への望みから、大きな期待を寄せるたくさんの声がありました。根尾地域での義務教育学校創設への見解と方針について、教育長にお伺いしたいと思います。

最後でございますが、今定例会の開会に当たり、市長から所信表明がありまして、新年度における施策の大綱と市政運営に関する所信が述べられましたが、本年第1回の定例会における代表質問という立場から、改めて施政方針について伺います。

1項目めでございますが、日本の景気のパロメーターである日経平均株価は、昨年10月、約21年ぶりに2万2,000円台まで回復をし、ことし1月には2万3,000円台を記録したように、景気は回復

傾向にあるとしております。しかしながら、それはあくまでも上場する225銘柄の株価指数であり、まだまだ我々地方や中小零細企業にまではアベノミクス効果は行き届いていない現状であるというふうに認識をしております。

新年度予算案を見ると、前年度当初予算比で9.8%増、15億5,000万円増の174億2,000万円となっております。これは合併事業があった平成17年度に次ぐ合併以降2番目の大型予算規模となっております。その要因といたしましては、企業用地造成事業特別会計への繰出金5億9,000万円余りとPA周辺公園整備事業4億6,000万円余り、広域消防化に伴う常備消防職員給与4億8,000万円余りとなっております。歳入については、市税全体では前年度比マイナス8,100万円余りとなっておりますが、これは3年ごとの固定資産税の評価がえによる減ということで、市民税の個人分・法人分はともに増加見込みで、あわせて8,800万円程度の増収見込みであります。これらを含めた新年度税収見込み、その根拠についてお尋ねをいたします。

2項目めに移ります。

先ほども申し上げましたが、我が国の経済は、株価の上昇など、中央では穏やかな景気回復傾向にあります。また、地方にまでは好景気へ回復の明るい兆しは見えてこない実感がございます。今後もますます進行する少子・高齢化の影響で、子育て、年金、医療、介護など、社会保障費の増加は避けられない状況にあることは間違いございません。合併15年を迎える本市においても、地方交付税の減額が段階的縮減の5年目となり、厳しい財政運営が強いられることとなります。そのような状況下においても、変わらず続く市民の要求に対しては、優先されるべき施策をしっかりと精査して、まさに最少の経費で最大の効果を生み出す市政運営に当たるべきと考えます。我々市民といたしましても、市全体を見渡して、さらには次世代の将来を思い、無理なものは求めないオール本巣市として歩んでいくことを願うものであります。

そんな中、本市にとって明るい展望は、6年後に迫った東海環状自動車道インターチェンジの開通であります。これは、この先しばらくは訪れないであろう高速道路開通というビッグチャンス、地域経済の活性化や観光面、企業誘致と、さまざまな施策を講じ、効果を最大限発揮させ、大きな飛躍を遂げるための大切な時間となるわけでございます。これらを踏まえた平成30年度の施政方針、予算編成の特徴について、市長にお尋ねをいたします。以上です。

○議長（鰐本規之君）

1項目め、(1)と(2)の質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の屋井工業団地の総事業費と売却収入について、お答えをさせていただきます。

屋井工業団地造成事業につきましては、本巣市土地開発公社が事業主体となって、平成18年度に着手してから平成21年2月にかけて、6区画、12.35ヘクタールの造成工事を実施しており、平成20年4月から分譲を開始して、28年8月に最後の区画の売却が完了したところでございます。

屋井工業団地の事業費につきましては、土地購入費が13億円、移転補償費1億3,900万円、造成

工事費10億円、支払い利息6,400万円を要しておりまして、総事業費としましては27億4,275万円となっております。

また、土地売却に伴う収入につきましては、6区画を5企業に売却をしたことによりまして27億6,785万円の収入となっております、収入から整備事業費を差し引いた収支につきましては2,510万円の黒字となっているところでございます。

続きまして、市内在住者の雇用状況についてお答えをさせていただきます。

屋井工業団地の各企業に勤務する市内在住者につきましては、現在、市で把握しておりませんので、市の企業立地促進条例による雇用奨励金の支払い状況についてお答えをさせていただきます。

まず企業の操業開始時期につきましては、平成24年度に1企業、平成25年度に1企業、平成27年度に2企業が操業を開始しておりまして、来年度中には最後の1企業が操業を開始する予定でございます。

雇用奨励金につきましては、操業から10年間、新たな市内在住者の方が1年以上常時雇用された場合に交付される制度でございますので、これまでに、平成25年度に1企業、2名の方、平成26年度に1企業、1名、平成27年度に1企業、2名、平成28年度に2企業、4名の雇用奨励金が支出されている状況でございます。4年間で9名の方が新たに雇用されたところでございます。また、本年度につきましても、3企業、11名の方の雇用が見込まれておりますので、市内在住者の雇用が確保されていると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

1項目め、(3)と(4)の質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、1項目めの企業誘致戦略につきましての(3)の固定資産税などの税収効果についてお答えさせていただきたいと思っております。

平成23年から売却を開始いたしました屋井工業団地でございますが、税収への効果を検証いたしましたところ、固定資産税、法人市民税、個人市民税の3税につきまして、増収という形で効果があらわれたというふうに考えております。

税法上の守秘義務がございますので、企業ごとの具体的な税収額というのはお答えできませんけれども、トータルではお答えさせていただきたいと思っております。

平成24年度から課税させていただいております固定資産税への影響額が一番多くなっておりまして、平成29年度までの6年間で約2億9,700万円の増収となっております。このうち、土地が完売した、ことし29年度ですけど、完売した平成29年度は、単年だけで見ますと、約1億1,800万円の増収になっておるところでございます。

次に影響額の大きい法人市民税は、平成25年度から平成29年度までの5年間で約6,800万円の増収となっております。

最後に、個人市民税につきましては、推計値でございますけれども、平成25年度から平成29年度

までの5年間で、特別徴収の従業者数が約100名の増、税額につきましては約900万円の増収となっております。

3税を合わせますと、総額で約3億7,400万円の税収効果があったというふうに考えております。

また、30年度から、今、最後に残っております1企業の操業が開始されるということで、またこちらのほうの償却分の税収が30年度はふえてくるんじゃないかというふうには思っております。

以上、税金のほうの税収の効果は以上でございます。

それから次の、今後のこうした効果を生んでいる企業誘致を今後どうしていくかということでございます。これにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

東海環状自動車道の西回りルートの高富インターチェンジから大野・神戸インターチェンジ間につきましては、御案内のように、さっき議員の御質問にありましたように、平成36年度までに開通する見込みということが示されております。今後、企業の進出意欲が一層高まってくるものと思っておりますし、我々も期待をいたしておるところでございます。

そうした中で、先ほど来、質問の中でもお話がございましたように、丘陵地の多かった東回りの沿線地域、大変東回りは多かったわけですが、それに比べまして西回り沿線では、御指摘いただいておりますように、農業振興地域の指定を受けている土地が大変多くて、広大な農地を工業用地に転用するということはなかなか困難な状況でもございます。

本巢市におきましても、一定規模の土地につきましては、農業振興地域の指定をされているということが大変多いということ。また、既に工場建設が可能である準工業地域とか産業誘導地区におきましては、もう既にまとまった未利用の土地がないということで、新たな企業の進出というのはこの土地としましても大変困難な状況になっております。

このため、新たな企業誘致に向けた土地を確保するというところで、3つほど戦略を進めさせていただいております。

まず1つ目は、今年度におきまして、本巢市の今後の土地利用の将来像を示して計画的な土地利用誘導ということを図るために、本巢市の都市計画マスタープランの改定を行うと、ことしに行わせていただいております。来年度は、それに基づきまして特定用途の制限地域の産業誘導地区の一部を拡大する予定になっております。

また2つ目には、進出企業の交通の利便性を図るということで、今年度、本巢市道路網整備計画というのを今改定いたしておりますけれども、これを改定することによって、都市計画道路長良糸貫線の整備ですとか主要な幹線道路の整備を進めていく予定にいたしております。

3つ目には、これは今議会でも御支援いただきまして、平成28年度に工場適地調査というのを行いまして、市内6カ所のエリアを工場用地の適地ということで適地へ抽出いたしまして、本巢市へ進出を希望する企業の受け入れ態勢というのを現在整えているところでございます。

こうした3つの取り組みによって、本巢市への進出希望のある企業というのを、これからも要望を聞いていって、誘致につなげていきたいというふうに思っております。その一つの手段として、今議会にも提案させていただいております本巢市企業用地造成事業特別会計というのを活用して、

企業用地の取得から造成工事というのを市が一括して行うオーダーメイド型による整備というものによりまして、企業の工場建設をスムーズに進めていきたいというふうに考えております。従来の工業団地をつくって分譲ということじゃなくて、それぞれ6カ所のエリアを指定して、それを踏まえて、その地域への企業の誘導を図っていききたいということで、それについては我々市のほうが全面的に協力をしてやっていくような企業誘致をしながらやっていきたいというふうに思っております。

今後も、先ほど来お話がございましたように、もう地元の雇用とか、それからもう税収増と、大変地域の活性化に貢献するものが大でありますので、今後も優良な企業の誘致というのを、これからも積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（鐔本規之君）

続いて、2項目めの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の財政投融資を活用した道路整備の政策の具体的内容について、お答えをさせていただきます。

東海環状自動車道西回り区間につきましては、昨年10月には養老ジャンクションから養老インターチェンジ間が開通しまして、（仮称）大野・神戸インターチェンジから大垣西インターチェンジ間及び関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間については、平成31年度の開通に向けて整備が行われている状況でございます。本巢市内においては、橋の下部工事が行われているものの、完成までには多くの予算が必要なところでございます。

また、本巢市内の区間につきましては、開通見通しが公表されておりましたが、昨年12月に、（仮称）高富インターチェンジから（仮称）大野・神戸インターチェンジ間において、財政投融資を活用して整備を加速する区間と位置づけられるとともに、用地取得が順調な場合という条件ではございますが、平成36年度に開通する見通しが公表されたところでございます。

この財政投融資の活用は、国が債権を発行して資金を調達し、高速道路の債権を管理する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、低金利で1.5兆円を貸し付けることにより、機構はみずから資金を調達するよりも1兆円程度の金利負担が軽くなり、この金利負担軽減分の新たな債務を引き受けることにより、高速道路会社が新たな高速道路の整備に充てることが可能な仕組みでございます。

従来、東海環状自動車道につきましては、主に国土交通省の予算により整備が行われておりましたが、（仮称）高富インターチェンジから（仮称）大野・神戸インターチェンジ間においては、財政投融資の活用に伴って高速道路会社が整備を行うことにより、工事の進捗が加速することが期待されます。また、議員に御指摘いただきましたように、財政投融資の活用によりまして県の負担金が減額となるところでございます。

続きまして、議員御質問の制度を活用した道路整備促進の市の対応はについてお答えをさせてい

たきます。

高速道路のインターチェンジへのアクセス道路の整備につきましては、インターチェンジの整備とあわせて行われるアクセス道路の整備を計画的かつ集中的に支援するための個別補助制度が平成30年度に創設されることが、昨年12月に国土交通省が発表しております。

この制度は、インターチェンジから直近の道路を対象として、当該インターチェンジの整備に合わせて行うアクセス道路事業に対する補助制度でございます。

本巢市内では、主要地方道岐阜関ヶ原線の宗慶・温井Ⅱ期工区と国道157号の三橋工区について、この制度を活用して進められるよう県が国土交通省に要望していると県から聞いているところでございます。市としましては、この2つの事業が少しでも早く完成できるよう、県へ協力するとともに、要望してまいりたいと思っております。

また、市で整備をしております糸貫7号線や都市計画道路長良糸貫線につきましても、インターチェンジへのアクセス道路として機能することから、インターチェンジの整備に合わせて工事の進捗を図ります。

さらに、議員御質問のように、市北部地域を含めた本巢市全体で東海環状自動車道の開通による観光資源や産業振興等のストック効果を最大限発揮するためには、道路ネットワークの構築が必要であるため、財政投融资の活用で不要となった県負担金分の予算を使って、改良が必要な国道157号や都市計画道路長良糸貫線の県事業予定区間の整備及び市内の国・県道整備を推進するよう、県に対して要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

続いて、3項目めの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、庁舎統合への段階的計画の確立ということでの御質問3点につきましてお答えを申し上げます。

まず1つ目の庁舎統合へ向けた現在の取り組みということでございますけれども、庁舎統合につきましては、先ほど来お話がございますように、平成19年度と平成27年度に市民の代表者らで構成いたします庁舎統合に関する検討委員会を設立し、検討してまいりました。平成19年度の委員会におきましては、新庁舎の建設を急ぐべきではないという判断から、分庁舎方式を継続すべきとの報告をいただきましたが、平成27年度の委員会におきましては、議員御指摘のとおり、広域連携を含めた防災面での対応が急務であることを踏まえ、災害時における危機管理体制の強化や行政組織における連帯感の醸成、現施設の老朽化への対応等の観点から、庁舎統合の必要性はあるものの、統合する場所や方法については長期的な展望を踏まえた統合庁舎の整備を検討する必要があるという報告をいただいたところでございます。

本年度は、まちづくりや福祉、建築の専門家でございます大学教授等の専門的知識を有する4名の委員から成る庁舎統合検討有識者会議を立ち上げ、これまでに3回の会議を開催し、本市の検討

経過や市の現状及び課題等を説明した上で、統合庁舎の場所等について御意見をいただくように進めているところでございます。

2つ目の財源として有効活用できます合併特例債延長の可能性についての御質問にお答えを申し上げます。

合併特例債につきましては、合併市町村における地域の一体性の確立及び均衡ある発展のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として、合併年度及びこれに続く10カ年を限度として発行できることで創設をされたところでございます。その後、お話がございましたように、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災というのが発生いたしまして、多くの合併市町村で各種の建設事業計画の見直しというのが行われまして、発行期間内での事業完了が困難となったことから、発行期限が5年延長され、現在に至っております。本市の発行期限は平成30年度となっております。

さらに、これも御質問の中でもございましたが、東日本大震災の復興による建設需要増大、また2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴う関連施設整備による建設資材の高騰、技術者などの不足が見られるようになりまして、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出してきていることから、本県市を含む全国の多くの市町村から再延長を求める要望が出され、この要望を受け、先ほどお話がございましたけれども、自民党を中心に再延長となる改正案を準備していただけるということになったところでございます。

今回予定されております改正案では、東日本大震災の被災地市町村は合併から25年、それ以外の、我々本県市等が入りますが、市町村は20年と5年延長になるようでございます。現在召集されております通常国会にて議員発議による改正案として審議されるということが、新聞等でも報じられているところでございます。

いずれにいたしましても、本市にとりまして大変貴重な財源となります特例法の改正案の成立というのを今後注視してまいりたいというふうに思っております。

次に、庁舎統合へは段階的計画の確立が必要じゃないかというお話でございます。

先ほど新城市の例等、それから岐阜市の例等々でお話ししていただきました。まさしくそのとおりでございますけれども、庁舎統合というのはなかなか難しい問題でございます。そういったことから、庁舎統合につきましては、先ほど一番最初にお答えいたしましたように、現在、庁舎統合検討有識者会議というような場におきまして検討をいただいているところでございまして、来年度中を目途に検討結果の御意見をいただく予定といたしております。市といたしましては、この御意見を参考に、庁舎統合に関して市の方針を決定していくことが必要であるというふうに考えております。

しかしながら、先ほどお話がございましたように、大変、冒頭にも申し上げましたけれども、なかなか庁舎の統合というのは難しい。特にまた議員提供の資料を見ておりましても、なかなか計画案を策定した後におきましても、庁舎の移転、また庁舎統合についてさまざまな御意見が出されまして、その結果、計画案の見直しというようなこともされている自治体も出てきております。これも慎重に取り組む必要があるというふうに私も認識をいたしております。

一方、これもお話がございましたけれども、庁舎統合には多額の財源確保が必要でございます。こうした財源の中で、合併市町村におきましては、現在、最も有利で活用しやすい財源は合併特例債でございます。ですが、この活用の期限が近づいてきているというのが現状でございます。現在、国におきまして検討中でございます合併特例債の再延長が認められるようなことがあれば、想定される延長期間の5年間の期間内での整備というのが可能になってまいります。御案内のように、検討する時間というのは5年延長になってもそう多くはない、他市の例を見ているとなかなかそう多くの時間があるというふうには考えておりません。議員御指摘のとおり、計画的に庁舎統合というのを進めていく必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、庁舎の統合につきましては、議員を初めといたしまして、関係者、市民の皆様に対してしっかりと御説明する場を設けるなど、慎重に進めなきゃならないというふうに考えております。と同時に、財源の確保を考慮いたしますと、時間はそう多くない状況であるということで、検討委員会等の御報告を受けた後、できるだけ早い時期に結論を、どういう形になっていくかということは早期に結論を出していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

続いて、4項目めの質問についての答弁を、教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

御質問いただきました義務教育学校について、その特色や教科担任制などの教員配置についてお答えさせていただきます。

義務教育学校は、小学校、中学校の組織を一体化し、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の1つの学校として位置づけ運営する全く新しい学校の仕組みです。現在、全国で48校、岐阜県では2校の開校状況です。

義務教育学校の大きな特色は、特に2つです。

1つ目は、現在の小・中学校に配置されている教員のマンパワーをより有効に生かせるということです。義務教育学校は、小・中学校が1つの学校ですので、今の制度でいいますと、小学校の先生が中学生を、中学校の先生が小学生を教えることができますようになります。小・中学校2校分の教員が一体となり、1年生から9年生までのどの学年の子どもたちにも卒業までの見通しを持ってかかわることができます。子ども一人一人にかかわる先生の数が増え、ぐんと多くなるということです。

特に効果的なのが、授業の質の向上です。現在、小学校においては、学級担任がほぼ全ての教科を指導している現状ですが、義務教育学校となれば、全体としての教員数が増え、低学年から専門性を生かした教科担任制の実施が可能になります。これにより、9年間を見通した系統的・連続的な教科指導が充実し、確かな学力の育成が期待できます。

2つ目は、学校の特色を生かした9年間のカリキュラムの編成です。教育課程の特例を活用し、学年段階の区切りを現在の6-3制から、例えば5-4制、4-3-2制などにして、従来であれば中学校段階の教育の特徴とされてきた部活動や生徒会活動などを小学校高学年段階から導入した

り、独自の教科を設けたりすることもできます。必要に応じて、英語などの教科で中学校の内容を小学校から実施することもできます。

本年度、義務教育学校をスタートさせた白川郷学園では、校長1人、副校長1人、教頭2人などといった教職員体制の充実、9年間を見通したしなやかなステップや低学年からの教科担任制導入といった指導の工夫・改善、児童・生徒の学びと成長の連続性の保障、小中一貫教育を生かした特色ある教育活動の展開、地域に開かれた教育課程の実施の5つの強みを広く紹介しています。義務教育学校は、教育の質的・量的な充実や中1ギャップの解消など、教育効果が十分期待できます。

次に、御質問いただきました2点目、3点目の内容は関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、財政的効率や施設の効果的活用についてお答えをします。

義務教育学校は、小学校と中学校を1つの学校とした仕組みで、校長も1人になるため、義務教育学校の設置形態は施設一体型が最も教育効果を上げると考えています。全国でもそれが86%を占めている状況です。

市内学校を義務教育学校にする場合は、2校もしくは3校を1つの学校とするため、でき得る限り既存の学校施設を生かしながら開校し、1年生から9年生が不備なく学校生活を送るための整備が必要になってきます。

校舎を1つにすることは、決して財政的効率を上げることが目的ではありません。そのための義務教育学校ではなく、あくまでも教育の質を高めるための小中一貫校ですので、財政的効率を上げることは期待しておりません。

続いて、施設改修についてお答えします。

施設改修の基本的な考え方につきましては、現在の施設を効果的に活用していくことになります。第一に考えなければならないのは、1年生から9年生までの教室の確保です。ほかにも、年齢差による理科室、図工・美術室などの特別教室の整備、階段の高さの改修など、子どもたちが安心・安全に暮らせ、学びやすい教育環境を整える必要があります。さらに、増員する全教職員が一緒に過ごせ、情報交換や打ち合わせができる職員室の確保など、教職員が連携し、最大限に力を発揮できる施設にしなければなりません。したがって、今後、効果的な活用のための創意工夫が必要となってきます。

最後に、根尾地域での創設への見解と方針について、教育委員会としての今の考えをお答えします。

根尾の子どもたちに、思考力、判断力などの確かな学力と、これからの時代に必要な説得力、交渉力、そしてコミュニケーション能力などを確実に身につけていくことを最優先に考えて、方向を出していきたいと考えています。

現在、根尾小・中学校では、一小一中の利点を生かして特色ある小中一貫の教育が盛んに行われています。特に幼稚園も含めた運動会合同開催では、競技や演技、応援、運営などを中学生が小学生に手本を示し、導きながらともに協力して行っています。3月には、小学生が中学生とともに生

活をしながら中学校生活の基本を学ぶとともに、4月に行う根尾独自の桜学習に向けてのオカリナ演奏の練習を行うなどの取り組みも進めています。こうした取り組みの中で、中学生は自信と小学生への思いやりの心を、逆に小学生は安心と中学生に対する憧れの心を育み、ともに過ごすことで育ち合っています。既に一部で小中一貫校と同様の取り組みを進めているということです。

抱えている課題としては、小学校では2学級が複式学級となり、国や県の規定による教員の基本配当は4人しかありません。それを加配教員や市費非常勤職員で補っているのが現状です。小・中学校とも、多くの教員から学ぶ機会も少なく、児童・生徒数減のため、同世代の子どもたちとかわる機会も少なくなってきました。国が示す学校規模の適正化の観点からも、子どもたちが力をつけていくのに心配な要素であると考えています。

根尾地域教育活性化検討会議では、既に義務教育学校について話題になり、多くの方から導入に向けて前向きな発言が出されているとも聞いています。教育委員会といたしましては、現在の利点と抱えている課題克服の観点から、根尾の子どもたちに9年間で確かな力を身につけ、ふるさと本巣、そして根尾に自信と誇りを持ってたくましく生き抜く子どもを育成するために、今後も地元の声を大切にしながら義務教育学校の開設を考えていきたいと思えます。

根尾義務教育学校が開設すれば、低学年からの教科担任制の導入、桜学習、オカリナ、能狂言など9年間による地域に根差したふるさと学習の推進、少人数を生かした個性伸長プロジェクト学習の展開、さらには地域と一体となって子どもも大人も育ち合うコミュニティスクールの運営など、バージョンアップした根尾ならではの教育が期待できそうです。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

続いて、5項目めの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、5項目めの新年度の施政方針についてお答えを申し上げたいと思えます。

そのうちの1つ目の新年度税収の想定根拠についてということで、どうやって見積もったかという御質問についてお答えを申し上げたいと思えます。

平成30年度の歳入予算のうち、主な市税に係る予算案の基本的な積算根拠といたしましては、平成29年度の決算見込み額を基本といたしまして、税目ごとの増減要素をそれぞれ反映させて積算をさせていただいております。

最初に、現年課税分のうちの個人市民税でございますが、均等割額につきましては、現時点での納税義務者数を実績値として見込み、前年度比プラス1.2%、税額67万6,000円の増といたしております。所得割額につきましては、給与所得の増などを見込み、前年度比プラス1.1%、税額1,695万1,000円の増を見込んでおります。

次に、法人市民税でございますが、均等割額につきましては、個人市民税と同様に、現時点での法人数を実績として見込み、前年度比プラス7.8%、税額874万6,000円の増といたしております。また、法人税割額につきましては、過去3年間の平均伸び率及び昨年12月19日に内閣府が発表い

たしました名目経済成長率などを反映させまして、前年度比プラス31.3%、税額で6,012万9,000円の増といたしております。

次に、固定資産税でございますが、土地につきましては、評価がえ及び下落修正などを反映させまして、前年度比マイナス2.3%、税額1,905万9,000円の減といたしております。家屋につきましては、土地と同様に、主に評価がえなどを反映させまして、前年度比マイナス13.6%、税額1億4,166万3,000円の減といたしております。また、償却資産につきましては、各種の償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮いたしまして、前年度比マイナス2.0%、税額2,130万3,000円の減といたしております。

次に、軽自動車税でございますが、原動機付自転車につきましては、現時点での登録台数を実績値として見込み、前年度比マイナス6.6%、税額12万1,000円の減といたしております。軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車につきましては、原動機付自転車と同様に、現時点での登録台数を実績値として見込み、前年度比プラス5.5%、税額で525万1,000円の増といたしております。

次に、市たばこ税及び入湯税でございますが、市たばこ税につきましては、市内販売店の増に伴う売り上げ見込み本数の増加を見込み、前年度比プラス5.8%、税額1,239万1,000円の増と、また入湯税につきましては、現時点での入湯実績などを鑑みまして、前年度比マイナス2.3%、税額18万6,000円の減といたしております。

最後に、滞納繰越分でございますが、例年と同様、税目ごとに今年度の収入未済金額を見込み、過去5年間の平均収納率を乗じて積算しておりまして、全体では前年度比マイナス8.0%、税額では350万8,000円の減を見込んでいるところでございます。

次に、新年度の施政方針や予算編成の特徴ということについてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来お話がございましたように、この市政の運営につきましてはのお話は、今定例会の初日の本会議におきまして所信表明で述べさせていただきました。またちょっと重複する部分もありますが、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

新年度におきましても、現場主義、対話重視、市民目線というのを基本姿勢といたしまして、市政推進の基本でございます、先ほど来ちょっとお話にございますように、6つの基本政策に基づきまして、さらに元気で笑顔あふれる本巣市づくりの実現に向けた取り組みを新年度も進めていきたいというふうに思っております。

具体的な予算編成におきましては、歳入の根幹をなします合併特例措置の段階的縮減によります普通交付税の減、評価がえによります固定資産税の減などによりまして、一般財源が年々減少いたしておりますけれども、特に今年度はこれまで以上に厳しい予算編成になっております。

こうした中、新年度予算におきましては、日本一住みよいまち本巣市、また元気なまち本巣市を目指しまして、11の項目の細かい部分のところまで目が行き届くようにということで、11の項目、これは観光対策ですとか子育て支援、高齢者対策、また教育の振興ですとか景気・雇用とか人口減少対策、過疎対策と、こういった11の項目を上げまして、それぞれ点検・見直しを行いまして、新たな施策、また拡充・強化のための予算を計上させていただきまして、よりきめ細やかな予算編成

に努めたところでございます。

また、徹底した経常経費の削減を図りながら、喫緊の課題でもございます人口減少が進む中での地方創生への対応、また経済再生へ寄与する取り組み、こういうものを中心に、移住・定住対策、子育て支援、景気・雇用対策などの事業に対して重点的に配分をいたしたところでもございます。

また、お話もございましたけれども、本市の都市構造に大きな変化をもたらす東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの開通というのが36年度までに見込まれております。そういったことから、これを見込んで、工場用地の造成、またアクセス道路の整備、またパーキングエリア近接都市公園の整備と、これらなど未来への投資につながるような事業を新年度はやっていくということにいたしております。

新年度予算は、こうした今後の社会情勢に対応した事業を実施するというところで、これからも市民の皆さん方に、住んでよかった、住み続けたいと実感していただけるようなまちづくりに資する予算編成になっているんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

代表質問ということで、多岐にわたり質問をしまいましたが、全体に言えますことは、景気は穏やかな回復傾向というのが見られますが、それが増大する社会保障費に追いつかないといった状況はまだしばらく続くと思います。そういった中で、本市の明るい希望であります高速道路のインターチェンジの開通というものが6年後ということで、目標がはっきりと見えてきました。行政に当たっては、これを成功に導くための的確な施行をしていただき、万全な準備に当たる1年としていただくことを期待しております。

最後に、このたび晴れて退職を迎えました職員の皆様方には、本当に御貢献いただきまして感謝を申し上げる次第であります。各位の末永い御清栄を心より祈念をいたしまして、代表質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続いて、一般質問を行います。

2番 今枝和子君の発言を許します。

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

皆様、おはようございます。

早いもので、議員となりましてから半年になろうとしております。その間、議員研修や先進地視察等、さまざまなことを学ばせていただいてまいりました。また、市民の皆様からいろいろとお話を伺い、その都度、本巣市における事業の取り組みを調べていく中で、本市は他の市町よりも先進的に事業を進められていると実感をいたしました。そして、このような恵まれた環境の中で活動を

させていただけることに感謝を申し上げながら、さらに住みよいまちづくりに挑戦してまいりたい、そういうふうには思っております。

それでは、通告に従いまして3点質問をさせていただきます。

まず1点目、自主的な健康づくりについてです。

先月、国民健康保険運営会議に参加をさせていただきました。そこにおきまして、保健事業実施計画（データヘルス計画）の説明をお聞きいたしました。

平成27年5月に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国保においては県が財政運営の責任主体となりました。ですが、保険事業などの医療費適正化の主な実施主体は、これまでどおり市町村が行います。そして、国は医療費適正化や健康づくり、糖尿病等の重症化予防などの生活習慣病対策実施への各市町村の取り組みを評価するインセンティブ制度、努力支援制度を設けております。本市においては、平成28年度での評価は全国1,741市町村のうち317位、また29年度では岐阜県内で1位であったと伺いました。大変すばらしい成績でありました。この保険事業に携わっておられる皆様の御努力のたまものであると思います。

しかしながら、そのときの説明でもありましたように、特定健診受診率は、国が掲げる60%の目標に対し、本市は47.7%と目標に達していない現状があります。また、特定健診に限らず、がん検診等も積極的に受診をし、定期的に自身の健康状態を確認することは、病気の早期発見や早期治療につながり、とても重要なことです。健康寿命をいかに延ばすか、医療費をどのように削減できるか、政府においても、各地域においても、共通の課題となっている今、市民をいかに健康づくりに誘引するかが重要なテーマとなっていると考えます。

健康づくりの催し等に積極的に参加することで健康を維持できるということも、医療費を削減させることにつながります。しかし、運動・健康に無関心であったり、健康づくりの重要性は認知していても具体的なアクションを行っていなかったりという人も多いようです。こうした人々をいかに無理なく健康づくりに誘導するか。その方法として、健康マイレージ事業が昨今注目をされております。

健康マイレージ事業と申しますのは、市民の健康づくりのための運動教室・イベントなどへの参加や健康診断の受診等、市町で決定した健康づくりメニューを行った市民に市が健康ポイントを付与いたします。市民はポイントをためて、例えば飲食店などでさまざまなサービス・特典が受けられるというものです。お得に、楽しく、無理せず健康づくりに取り組んでもらう仕組みになっております。

県でも、平成30年度予算に清流の国ぎふ健康ポイント事業が計上をされております。本市としても積極的にそれを活用した受診率アップ、医療費削減の対策として健康マイレージ事業へのお考えを健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、自主的な健康づくりについてお答えをさせていただきます。

本市では、国の健康・医療戦略により、65歳未満の早世死亡の減少及び健康寿命を延ばすため、本巣市健康増進計画に基づき健康づくりを推進しており、特定健診を初め、各種健診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげることで、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めているところでございます。

健康マイレージ事業につきましては、昨年8月の市議会の一般質問の際にもお答えさせていただきましたが、各種健診や健康教室に参加することでポイントを獲得し、景品などがもらえる制度を導入することにより、各種健診の受診率の向上が見込まれることや、市民が楽しみながら健康づくりに取り組むことで健康意識の向上や健康寿命を延ばすことが期待できますことから、現在、実施に向けて取り組んでいるところでございます。

また、来年度から実施されます岐阜県の清流の国ぎふ健康ポイント事業につきましては、県や市町村が指定いたしました運動教室や健康講座への参加、健診を受信するなどの健康づくりメニューを県民が行うと所定のGポイントが付与され、一定のポイントを獲得した県民にはミナモ健康カードが交付され、当該カードの提示等により飲食店などの割引などの特典が受けられる制度のことでございますので、現在、本巣市において検討しておりますポイント制度との連携の可能性も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

県との連携により、市民にとってはより広範囲にサービスが受けられるという利点がございまして、より多くの方に御参加いただき、健康診断受診率をアップ、そして皆様の健康寿命が延びることを期待してまいりたいと思います。

続きまして2点目、防災・減災についてお伺いをいたします。

昨日3月11日で、東日本大震災から丸7年となります。また、最近では記録的な大雪など、いつ、どんな災害に見舞われるかわからないだけに、ふだんからの防災・減災への取り組みがとても大切です。その中でも、万が一の災害時に避難所として地域住民の命を守る学校施設の避難所機能を強化し、万全を期していかなければなりません。

一昨年前に発生いたしました熊本地震の被災者の声の中には、水不足を訴えられる方もかなりお見えになったようです。地震だけではなく、寒波や豪雪などによる水道管の損傷で長期の供給停止に陥ることもあり、災害発生による水不足のリスクは常に存在いたします。

そういったことから、避難所までの配水管の耐震化と、避難所となる小・中学校の屋外にある水

飲み場を応急給水拠点としてそのまま利用できるように給水管の耐震化はどうなっているのか、上下水道部長にお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、上下水道部長に求めます。

三浦上下水道部長。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、ただいま御質問の避難所への水道管及び避難所の給水管の耐震化について御回答させていただきます。

本市におけます水道施設は、水源地、浄水場など、数多くの施設が広範囲に点在をしております。また、管路も浄水場や配水池からそれぞれの給水区域へ網目状に整備されており、これらの施設や管路につきましては、防災・減災の観点から耐震化を図る必要がございます。このため、限られた財源の中で、重要度や整備手法を検討し、順次計画的に整備を進めております。

水道管の耐震化率につきましては、口径100ミリ以上の配水管では平成29年3月末現在で約70%であり、防災拠点や避難所などの重要給水施設への管路を基幹管路と位置づけまして、優先的に整備を推進しているところでございます。

また、特に指定避難所などの給水管につきましては、被害による影響が大きいことから、その耐震化も重要であるとの認識はしておりますが、現在のところは基幹管路から順次耐震化を進めているという状況でございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

避難所が断水するということがないように、また小・中学校の屋外にある水飲み場が災害時には応急給水拠点として稼働できるよう、万全の体制をよろしく願いいたします。

次に、避難所対策についてお伺いをいたします。

地震災害などの避難所生活が長引く場合、女性や乳幼児、高齢者など、配慮の必要な方への避難所対策、例えばパーテーションによる着がえや授乳スペースの確保、また女性の洗濯物を干す場所などの対策を強化することで、避難所生活のストレスが少しでも緩和されるのではないのでしょうか。県は、ここにも新年度補助をすとしてしています。

また、災害時には情報収集や連絡手段として欠かせないスマホなどが使えるよう、避難所におけるW i - F i 環境等、本市における避難所対策はどのようになっておりますのでしょうか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、女性や乳幼児、高齢者の避難所対策についてお答えをさせていただきます。

本市の防災計画におきましては、女性や乳幼児、高齢者など、災害時に一定の支援や配慮が必要な方に対する安全確保対策を図るとしてありますが、避難所における対策につきましては本市の避難所運営マニュアルにおいて具体的に定めておるところでございます。

一例を申し上げますと、女性の視点での避難所運営としては、女性担当による女性用の物資の配付の実施、避難所内の授乳スペース、女性専用の更衣室、トイレ、洗濯場等の専用スペースを確保することとしており、毎年の市の総合防災訓練時に、避難所開設訓練におきまして、各専用スペースとなる場所の現地確認などを実施しております。

また、高齢者や障がい者の避難所における安全確保対策につきましては、一般の避難所においては、被災した高齢者や障がい者の方の生活に必要な車椅子や障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、障がい者のために体制をとりまして、さらに一般避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者のために、バリアフリー化が進んでおります介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として市内3カ所に指定してございまして、これは根尾のデイサービスセンター、糸貫デイサービスセンター、真正老人福祉センターでございしますが、こうしたところを指定しておるところでもございます。

また、このほか備蓄品としまして、生理用品、乳幼児や成人用の紙おむつ、哺乳瓶、粉ミルクを、備蓄食料といたしまして高齢者や乳幼児でも食べやすい食料を市内小・中学校等に設置してあります備蓄倉庫に常置するなど、女性や乳幼児、高齢者の方の良好な避難生活の確保に努めております。

なお、避難所の公衆無線LANにつきましては、熊本地震の際のアンケート調査におきましては役に立ったという回答が9割であったことから、設置することにつきましては非常に有効だというふうに考えております。

こうしたことから、国が平成29年度から31年度までの間の3カ年に、防災に対するWi-Fi環境整備に関する計画を策定しまして、防災に加えまして、教育、観光の一体的な利活用を可能とする公衆無線LAN整備支援事業、補助率につきましては2分の1でございますが、この補助制度を創設して整備を促進しているところでございます。

しかしながら、この補助制度につきましては、光ファイバー網、機器等を一体的に整備するものに対する補助制度でございまして、本市におきましては、既にCCNetにおきまして光ファイバー網が整備されておることもございますことから、今後、学校の無線LAN整備にあわせまして整備を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、本市といたしましては、引き続き災害時に市民が安全に避難できる体制強化を図っていく中で、女性や乳幼児、高齢者への安全確保対策にも十分配慮した避難所運営に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

避難所を活用するというは、本来あつてはならないことではありますけれども、本当に万全の体制をとっていただいておりますので安心をいたしました。ありがとうございます。

次に、女性視点の防災ハンドブックについてお尋ねをいたします。

これまでの防災ハンドブックは、どちらかというと避難所に行くまでの一般的な準備等の内容が多かったように思います。

この3月1日に、東京都では、都議会公明党の提案により、女性の視点がふんだんに盛り込まれた防災ハンドブックが配付をされました。これが現物でございます。中はイラスト入りで、本当にわかりやすく種々書かれてありました。3月1日に配付をされたわけでありまして、読みやすい、わかりやすいと、早くも好評のようです。

その内容は、日常の暮らしの中で無理なく取り組める対策もイラスト入りで数多く盛り込まれております。例えば、外出先ではもしここで地震が起きたらと常に危険を想像する習慣を身につけていこうとか、食器は高く積み上げず、下から中、大、小の順に重ねれば、揺れに強い安定した置き方になるなど、今すぐできる15のことが紹介をされておりました。

また、身近な生活用品を活用した防災対策も掲載しております。大型ストールを使って、避難時に粉じんを防いだり、間仕切りがわりに使えることや、どこに行ってもトイレが故障しているといったようなときに、ゴミ袋を使った誰にでもできる簡易トイレの作り方なども紹介をしております。

そのほかにも、ポリ袋と鍋、水があれば短時間でできる被災時の節水簡単調理法、また避難所での防犯対策、災害時に妊産婦が注意すべき症状、避難所でのペットとの過ごし方など、多岐にわたりわかりやすく説明をされておりました。

こういった情報をたくさんの方々に共有することで、災害時の混乱を最小限に抑え、スムーズな避難所生活につながっていくことが予想されます。

以上のような観点から、女性の視点の防災ハンドブックについてのお考えを総務部長にお伺いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、女性視点のハンドブックということでございますので、お答えをさせていただきます。

先ほど質問に御回答させていただいたとおりでございますが、本市では、避難所運営マニュアルにおきまして、避難所を運営するに当たっては女性への配慮を欠かすことなく対応できるように定

め、本市の防災訓練時及びHUG訓練時等におきまして、その確認をしているところでございます。また、自治会や自主防災組織での出前講座の際に、女性視点での防災について、参加された市民の方に紹介させていただくなど、周知・啓発を実施しているところでもございます。

市の今後の対応といたしましては、熊本地震での避難所における女性が抱えた課題などの教訓を踏まえまして、昨年、岐阜県が改訂しました岐阜県避難所運営ガイドラインを参考にしまして、関係課と連携し、本市の避難所運営マニュアルの改訂作業を現在行っているところでございます。女性や高齢者、要介護者の視点での避難所運営の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、女性が安心して避難所に避難できるよう、お役立ちの持ち物とか防災グッズ等を毎年配付しておりますくらしのガイドブック等に掲載していきたいと思っておりますし、議員が今申されましたいろいろなことにつきましては、市の総合防災訓練の現地模擬訓練の中でもいろいろと御紹介をさせていただきながら、そうしたことを周知しておるところでございます。

さらに、女性視点での防災対策につきまして、地域の訓練や研修の機会を通じまして、女性等の視点での避難所運営についても周知していくとともに、他の機関が主催する講演会の開催情報等につきましても広報やホームページなどで情報提供していきながら、女性視点での避難時における留意事項等をお知らせしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

ここでちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

現行のものに盛り込まれていたりとか、いろんな催し等で啓発活動をさせていただいているというものでありますけれども、やっぱりそこに参加される方はごく一部となるのが現状ではないかなあというふうに思っております。

希望いたしておりますのは、やっぱり日ごろから知識を身につけておくことで、いざというときにやっぱりその効果が発揮されるのではないかなあと思うと、ちょっとした手のあいた時間に手にとりやすい、何の気なしに読むことができる、読みながらこんなことも一つ防災グッズの中に入れておくといいなあということをその時々を感じたりとか、また女性だけに限らず、男性も読んでいただくことで、やっぱり共同作業がスムーズに進んでいくようなところも感じております。

全く本当に多岐にわかる掲載内容を希望しておりますので、できればこのような手にとりやすく読みやすいものにしていただけることを希望しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

くらしのガイドブックではなくして別でという御質問でございますが、現在、くらしのガイドブックの中にもその防災というものは掲載してございます。その中には、一般的に避難する際の留意事項等々を記載させていただいておりますが、そこの中では当然書き切れないというところもございますので、今回は女性の視点に立ったということでございますが、そうしたことにつきましては、くらしのガイドブックのページ数等、増刷等も少し考えながら実施していきたいと思っております。

いろいろと別でお配りすることは可能なことだというふうには思っておりますが、家庭の中で本当にそれが常時持っていけるところにあるのかというところ、いろいろとハザードマップ等もお配りはおしてありますが、現実、それはなかなか、どこかにごみと一緒に捨てちゃったとか、こんなような事例もございまして、少しそうしたところを懸念するところもございまして、今後、掲載内容等を一度ちょっと吟味しまして、それによってはまた別冊というようなことも検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

ぜひとも前向きな検討をよろしくお願いいたします。

最後に、3点目の質問に移りたいと思います。

3月1日から3月31日は自殺対策強化月間です。そして、本巢市の新年度予算に自殺対策行動計画として予算が組まれておりました。

自殺が個人的な問題であるとしてのみ捉えられるべきものではありません。自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、社会とのつながりの減少や生きていても自分は役に立たないという役割喪失感から、またそれとは逆に、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機です。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が不可欠に思われます。皆が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会、誰も自殺に追い込まれることのない社会、そんな社会の実現を目指す自殺対策行動計画であってほしいと思います。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

本市における自殺実態プロファイルと自殺対策行動計画についてお聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、自殺対策につきましてお答えを申し上げます。

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、これまで個人の問題とされてきました自殺が社会の問題として広く認識されるようになりまして、全国の自殺者数の年次推移は現在は減少に傾向にありますけれども、そういったことで社会の問題として認識されるようになってきたことによりまして、着実に成果を上げてきております。しかし、我が国の自殺の死亡率というのは、主要国の中では最も高く、依然として自殺者の累計は2万人を超えております。

国は、自殺対策のさらなる推進を図るため、施行から10年目の平成28年に自殺対策基本法が改正され、平成29年7月に自殺総合対策大綱というのが閣議決定をされました。この大綱におきましては、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきことということを基本理念に明記いたしますとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村において自殺対策行動計画を策定することが義務づけられたところでもございます。

こうした市町村が今回策定いたします自殺対策行動計画には、地域特性に応じた計画にすることが求められておりまして、平成30年1月、ことしの1月でございますけど、国から地域実態プロファイルというのが示されました。自殺者の性別、年齢、職業の有無、自殺に至った背景等について、そういったプロファイルが示されまして、現在、その内容の分析作業を行っているところでもございます。

今後、こうした国から提供されました地域実態プロファイルを分析した内容をもとにいたしまして、新年度に本巣市の自殺対策行動計画というのを策定し、今後も効果的な自殺対策を持続的に推進していけるように、そんな行動計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

自殺は本当に恐ろしいもので、人数は減少といっても、その減少した人数の方は既に命をなくしているということでございますので、本当にしっかりと対策をお願いしたいと思います。

次に、相談窓口についてお尋ねをいたします。

自殺防止を訴えるサイトに、ふさぎ込んでいるときは非常に狭い観点から物事を見がち、少し間を置けば物事は全く違ってくるよとか、自殺しようかと考えたことのある人たちの多くは、今では死ななくてよかったと思っているよなどと、励ましとかアドバイスが書かれてありました。そして、最も大切なことは、誰かに話すこととありました。実際、誰かに気持ちを打ち明けることで、行き場がなかった感情が開放され、それだけでも随分心が軽くなるかと思えます。相談窓口の役割

の大きさを改めて実感いたします。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

本市の小・中学校のいじめや若年層の相談窓口についてお聞かせください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、自殺対策に関連いたしまして、小・中学生のいじめ、また若年層の相談窓口というのにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

小・中学生のいじめの件数ですけれども、平成27年度から本年度までの小・中学校でのいじめの認知件数は、53件、60件、60件というふうに、ほぼ現在のところ横ばいの状態でございます。認知いたしましたいじめは、各学校におきましてその日のうちに解決に向けた対応を行っているため、ほぼ全てが現在のところ解消している状態でございます。

しかし、子どもの中には誰にも言えずに心を痛めている場合も考えられますので、いつでも相談できる体制の整備は大変重要でございます。教育委員会におきましては、本巣市教育センターを相談窓口として御案内をさせていただいております。このほか、全国統一の24時間子供SOSダイヤル、また岐阜県教育委員会の教育相談ほほえみダイヤル、また警察本部少年サポートセンターなどの電話相談窓口を児童・生徒、保護者に紹介する文書を教育委員会で作成・配布いたしまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

一方、若年層の相談窓口といたしましては、保健センター、また福祉の窓口などで、面接相談、また電話相談等を随時受けております。御本人からの相談のほか、御家族からの問い合わせもございます。

若年層の数字だけではございませんけれども、4つの保健センターの平成28年度の精神保健相談実績を申し上げますと、相談や訪問をいただいた実人員というのが34名、うち相談が17件、そして訪問が19件というふうになっております。また、電話相談の方が8名ございました。

こうした相談の内容につきましては、鬱傾向や不眠などの心の健康に関すること、また摂食障がい、またひきこもり、アルコール等、多岐にわたっております。また、乳幼児健診や教室に来られたお母さん方、また青年、また節目、特定健診の結果説明に来られた際に、その御報告をする中で、いや、実はというようなことで御相談をされていくケースも多く見られる状況でございます。

市におきましては、そういった相談内容によりましては、適切な相談機関へ紹介するなどの対応を行っているところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

相談者の中には、みずから相談窓口に向いたり、電話をかけて声を発することすらできない方もお見えになると思います。今後は行動負担の少ないLINEなどでの相談も御検討いただければと思います。

最後にもう一度自殺対策計画に触れさせていただきませんが、思いとどまってもらうための相談窓口の充実はとても重要です。しかしながら、追い込まれた末の最後の選択肢を選ばざるを得ない環境や境遇を行政としていかに解消していけるか、またお一人お一人の命がどれほど貴重で他者からも必要とされているかを訴え続けていくことがとても大切だと思います。

先日参加をさせていただいた中学校の卒業式での校長先生が卒業生に語りかけるように話されたのが、とても印象的でした。生きてください、どんなことがあっても絶対に生きてくださいと。

どうか効果的な自殺対策計画を心からお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鐺本規之君）

暫時休憩といたします。11時10分に再開をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（鐺本規之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席番号16番 大西徳三郎君が早退されましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

引き続き一般質問を行います。

3番 高田浩視君の発言を許します。

○3番（高田浩視君）

よろしく申し上げます。

12月の議会に続きまして、2回目のこの場になります。けさまで大変落ちついてたんですけど、今、この場に立ちまして、市長を初め、執行部の方を目の前にすると、ドキドキしてきました。

先日、中学校の卒業式に参加させていただきまして、気持ちを新たにしましたので、自分に対する戒めも含めまして、一言だけ。私は、地域の子どもたちからたくさんの感動と勇気をいただきました。この子どもたちの未来のため、夢の実現のため、議員活動の全てをささげる覚悟でいます。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目、市内の民俗文化財についてお尋ねします。

日本は外国からの観光客が年々増加し、去年は2,800万人を超えたようです。至るところで外国人観光客を散見します。しかし、本巢市ではほとんど見かけません。大垣市や羽島市のビジネスホテルは、大いににぎわっているようです。

また、東北の震災から7年がたちました。報じられる現地の様子を見聞きしますと、被災地で生きる住民のふるさとに対する強い思いを感じます。

本巢市には、国指定の無形民俗文化財や、能郷の能・狂言、そして真桑人形浄瑠璃とあります。有形民俗文化財には、物部神社の人形舞台があります。

民俗文化財とは、それぞれの地域に根差した衣・食・住、なりわい、信仰、年中行事等に関する風俗・慣習、民俗芸能、民俗技術、これらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた国民生活の推移を理解する上で、欠くことのできないものです。

国は、有形・無形民俗文化財のうち、特に重要なものを重要有形民俗文化財、そして重要無形民俗文化財に指定し、その保存と継承を図っています。本巢市でも、この文化財を活用し、観光客の増加を図ってもよいのではないかと考えます。

1項目めです。

能郷の能・狂言は4月、真桑人形浄瑠璃は3月に、それぞれ祭礼に合わせ、奉納上演されます。これらの文化財の観光客の数は把握されていますか、またPRの状況はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、能郷の能・狂言及び真桑文楽の観光客の数とPRの状況についてお答えをさせていただきます。

本巢市には、能郷の能・狂言と真桑人形浄瑠璃が国指定の重要無形民俗文化財として指定をされておるところでございます。

まず根尾の能郷地域に伝わります神事芸能であります能郷の能・狂言は、白山神社の祭礼に合わせて、600年ほど前から地元住民により伝えられてきております。現代の猿楽の名残をとどめており、五穀豊穰や家内安全を願って奉納されておるものでございます。

また、上真桑の本郷地域に伝わります真桑人形浄瑠璃は、350年ほど前から伝わる郷土芸能でございます。毎年3月の春分の日とその前夜に、物部神社の祭礼に合わせて奉納上演されております。

観光客の数につきましてはでございますが、平成29年4月に開催をされました能郷の能・狂言の来場者は、およそ350人ございました。また、昨年度の真桑文楽につきましては、前日開催をされました試楽でおよそ150人、当日の本楽におきましてはおよそ450の方が来場をされてございます。

PRにつきましては、各保存会がポスターやチラシを作成いたしまして、関係機関に配布をされているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、これらを各庁舎、公民館などに掲示するほか、市のホームページや広報「もとす」に紹介するなど、PRについて協力をしておるところでございます。以上

でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

市内はもちろん、近隣の地域でもこれらの文化財を知らない方も見えます。真桑文楽って何ですかと問われる方もいます。まして、私の周りでも、真桑文楽は知っていても一度も見たことがない方も見えます。もっと大いに広めてはいかがでしょうか。地元にも、身近に、こんな立派な伝統芸能があることを驚かれると思います。ことしは岐阜県の文楽・能大会が本巣市で開催されます。このような機会も利用し、大いに広めていただきたいと思います。

2項目めです。

貴重な民俗文化財ですが、保存が地元で託されています。真桑人形浄瑠璃は文化ホールの展示スペースがありますが、十分に保存・発信しているとは言えないのではないのでしょうか。貴重な文化財が現地に眠ったままになっているのではないのでしょうか。この文化財を見える化し、世界に発信してはどうでしょうか。SNSの技術を駆使していけば、安価な費用で行うことができるのではないのでしょうか。また、厳重な管理という観点からも、管理・展示の方法を整えていったらどうでしょうか、質問させていただきます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、文化財の発信と管理についてお答えをさせていただきます。

まず真桑文楽の発信につきましては、真正地域のふれあいサマーフェスタや岐阜県教育文化財団主催の岐阜県伝統民俗芸能大会、それから文化団体等の交流会などで上演をされておるところでございます。

また、今年度、30年度につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、中津川市や恵那市など5市町7団体で実施している岐阜県文楽・能大会をこの本巣市で開催をする予定をしております。能郷の能・狂言や真桑文楽、さらには真正中学校の真桑文楽同好会が上演をしております。それによりまして、県内外に広く発信をしていきたいと考えております。

これらの上演や練習で使用されます頭や人形、衣装、能面などの道具や衣装など、大変重要なものであります。これらの管理につきましては、各保存会が責任を持って行っておるところでございます。

市といたしましても、その各保存会に対しまして、文化財の伝承、後継者育成、保存活動事業などに対し、文化財保護活動事業補助金を交付しております。その上で、今後もそれぞれの保存会で管理をしていくものであると捉えております。

また、教育委員会の役割といたしましては、大切な国指定の重要無形民俗文化財の価値や魅力を周知し、継承していくことであると捉えております。

周知については、市民文化ホールの自主事業として文楽公演を計画するなど、活動の場を提供していきたいと考えております。

また、継承につきましては、後継者育成が重要な課題と捉えており、現在、真正中学校の真桑文楽同好会の活動を推進するとともに、真桑小学校においては、6年生の学習発表会で真桑文楽を位置づけ、文楽への興味・関心を高め、演ずる喜びを味わわせています。

今後も、後継者育成を含め、文化財の保護・継承については、保存会とよく相談し、協力してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

新年度、安藤基金を使って真桑人形浄瑠璃の伝承保存のために駐車場等の整備が行われます。駐車スペース90台、トイレも設置されるようです。多くの見学者が安心して真桑文楽を楽しんでいただくことが目的のようですが、完成しますと大きな車両もとめられます。年1度のためでは少し寂しいです。

地元、本郷地区では、保存・伝承に努力されています。この時期、連日遅くまで稽古に励まれています。真桑誉義農源七郎という外題があります。真桑用水であった水争いに由来する、この地域にしかない演目です。一度は途絶えた演目ですが、地域の強い熱意で、地元の人たちの手で復活しました。また、全国どこでも行われていない珍しい外題もあります。小さなころから、ふだんから伝統文化に触れ、また携わることによって、将来にわたり郷土に対する強い愛着が根つき、本巢市の未来にきっと貢献してくれるはずです。ぜひとも今後とも検討して下さるようお願いいたします。

続きまして、2つ目の浅木地区の企業誘致についてで質問します。

本巢都市計画区域マスタープランの改定が進められています。また、市南西部の浅木地区には企業誘致が具体化されています。市の将来像を考えると、避けては通れない有効な施策と考えます。しかし、市民生活に与える影響が具体化されず、懸念されています。

教育長を前になんですが、子どもが、小学校、中学校、高校でもですが、年何回か、全ての家庭にアンケートが配られます。いろいろ多項目にわたる質問が50以上あったかと記憶しています。その中に、学校は父兄に対し、その教育方針、そのありようを丁寧に説明していますかという項目がありました。回答欄は、「そう思う」、「どちらとも言えない」、「そう思わない」というものだったと記憶しております。私もよく考え、ことはよくわからないことが多いなあとか、ことはお便りがわかりやすいなあとか、考え、アンケートに記入したことを覚えています。

市は、決して丁寧な地元説明をしているわけではありません。地元には不安が広がっています。

市では、都市計画マスタープランの見直しを行い、今年度は都市計画区域マスタープランの見直しが進められています。予想を超えた少子・高齢化、人口減少が進んでいます。この先10年を予測するのは、大変困難なことです。本巢市の将来像を明確に示す重要な計画です。住民の皆さんが将来を明確に予想できなければ、不安が広がります。住民の個々の思いと市の計画が乖離していれば、いずれ不幸が訪れるやもしれません。

1項目めです。

マスタープラン改定により、居住地域から産業誘導地域に変更される地域があります。地域の説明や住民生活への配慮は十分に行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の地域の説明や住民生活への配慮について、お答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、おおむね20年先を見据えながら10年間のまちづくりを策定するもので、本年2月に策定しました新しい本巢市都市計画マスタープランにおいて、活力を創造するまちづくりを図るためには、インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出が必要としまして、既存工業地、縁辺地域等を産業エリアとして位置づけを行ったところでございます。

特に浅木地区におきましては、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジの開通が迫り、アクセスする主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化が進むなど、産業活動の機運が一層高まっている地区でもございます。現行の都市計画マスタープランの枠組みの中で、田園居住地域から産業誘導地域へと特定用途制限地域の変更を行うものでございます。

議員御質問の地域住民への説明につきましては、今月の6日火曜日と7日水曜日の両日、真正地区と本巢地区でそれぞれ住民説明会を開催しまして、御意見を伺ったところでございます。

また、誘致企業につきましては、工場立地法による緑地・緩衝帯設置や市の景観計画等に基づいた色彩等の指導を行いまして、住民生活に配慮をしまいたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

特定用途制限地域の変更の住民説明会は、真正地域では真正公民館で行われたようですが、住民も高齢化しています。車の免許を持たない方もふえてきました。行政が出向いていって、地区レベル、自治会レベルまでおりて、住民の主体的な参加手を重視すべきではないでしょうか。今後は検討をお願いします。

2項目めです。今年度より計画されています浅木地区の企業誘致事業についてです。

この浅木地域は、御承知のとおり、私が生まれ育った地です。子どものころ、また子育て中に、この地で川遊びをよくしました。非常に思い出の強い地です。

浅木地区企業誘致は、マスタープランの変更を待たずに企業誘致が進められています。地元では、マスタープランの改定が行われた後に企業の進出が本格化するという認識がありました。この地区も、80歳以上の高齢者も多く、高齢者のみの世帯も多々あります。昨年末からことし初めの市の動きに大変戸惑っています。ついていけません。

そこで、まずお聞きします。

今行う必要をお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、浅木地区にマスタープランの変更を待たずに企業誘致が進められていますが、その必要性はについてお答えをさせていただきます。

本市の人口維持のためには、産業づくりと安定した雇用の創出が最も重要でございます。地域の活力を発展させていく源でもございます。また、若者や女性の働く場の確保は、次世代の転出抑制と生産年齢人口を維持するために極めて重要な課題でございます。早急に安定した雇用の創出を図る必要もございますので、平成28年度に工場適地調査を行いまして、浅木地区を含めました6カ所のエリアを工場用地の適地として新たに抽出しまして、企業誘致活動を進めてまいりました。

こうした中、浅木地区におきましては、一丸ファルコス株式会社より工場増設についての打診を受けております。同社と協議を重ね、昨年11月に、市が進出企業の希望する工場用地を取得しまして、造成後に企業へ分譲する手法のオーダーメイド型による企業用地造成事業の実施について合意をいたしました。同11月に地元自治会への説明会を開催しまして、また12月には自治会役員及び地権者への説明を開催しております。12月末までに地権者全員の同意を得ることができましたので、ただいま工場用地の造成に向けて事業を進めているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

東京のオリンピックが終われば景気が後退すると言われる方もあります。企業の積極的経済活動が見込める今、地元地域の協力・理解を得られるなら、本巣市でも積極的に進めたいと理解します。

3項目めです。

28年8月に行われた本巣市都市計画マスタープラン市民アンケートでは、工業地について最も重視することとして、緑地等による周辺環境との調和との回答が最も多かったと記憶しております。

この浅木地区には、根尾川沿いの堤防沿いに住宅があり、高齢の独居世帯、高齢者のみの世帯、ここ何年かのうちに新居を建てかえられた若い世帯、3世代で同居されている家族。この計画によりますと、企業の立地により、この地域は工場に囲まれ、生活が分断される可能性が出てきます。生活環境や財産価値に大いに影響を与えると考えられますが、十分な配慮はされるのでしょうか、お聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、生活環境や財産価値に与える影響が考えられますが、十分な配慮がされているかについてお答えをさせていただきます。

今回、工場用地として開発を計画している場所につきましては、開発予定地の中心を市道が通っており、また開発予定地西側には住宅地があり、その南北には既存の工場が建っているところでございます。

議員御指摘のとおり、今回の工場立地により、開発予定地西側団地の皆様には、生活環境について、少なからずともあると考えているところでございます。

こうした状況を踏まえ、工場用地の開発計画に当たっては、地元自治会や進出企業との十分な調整を図りながら、生活環境の変化に与える影響を可能な限り減らせるよう進めてまいります。

なお、今回、工場立地により財産価値に与える影響については、これまで市が屋井工業団地で造成しておりますが、その後、近隣の住民から民地の価値が下がったと聞いておりませんので、その影響はほとんどないものと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

今回は、隣地が工業用地になるだけではありません。工業用地に囲まれるわけです。工業用地に組み込まれるわけです。この地域が行政から置き去りにならないよう、お願いします。今までと同じように、朝は太陽に照らされて目覚めたいわけです。どうか十分最後までよろしくお願いします。4項目めです。

市では、農業を重要な基幹産業と考えて、農業の担い手の育成や経営規模の拡大を推し進めています。

今回、35ヘクタール、大半が水田です。また、浅木地区は、多面的機能保全活動をしており、市の方針により、交付金を使い、地域の環境、農地、伝統を維持・管理しています。

これらの農地が急に宅地化されると、生産者に与える影響は大きいのではないのでしょうか、質問します。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問のこれだけの農地が急に宅地化されると生産者に与える影響は大きいのではないかについて、お答えをさせていただきます。

農業は本市の重要な基幹産業の一つでございますから、農業の担い手の育成や確保については、近年の農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、非常に重要なことだと考えております。

議員御指摘のとおり、今回の浅木地区の農地につきましては、担い手農家が大規模に農地を借り、営農を行っている地域でありますので、その農地の一部が宅地化されることは、担い手農家の経営に支障を来すことは間違いございません。

このため、市としましては、所有者が耕作を続けることの難くなった農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう農地の貸し付けを行う農地中間管理事業の仕組みを活用しまして、代がえ農地を確保し、担い手農家の不利益にならないように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

急といっても1年以上はありますが、農業を行う経営者にとって、長期的な機械等の設備計画もあります。十分な配慮をお願いします。私は、いつまでも地産地消、つまり浅木でとれたお米を食べていきたいのです。

5項目めに進みます。

この企業誘致は、進出する企業が決まっています。地域では、緑地帯の設置の仕方や建物の配置等にお願ひがあるようです。企業にそのようなお願ひをすることはできるでしょうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の緑地帯設置の仕方や建物の配置等のお願ひを企業に行うことができるかについて、お答えをさせていただきます。

工場敷地内における緑地の面積につきましては、工場立地法に基づく準則で定められており、敷地面積に対する割合は20%以上と定められております。また、噴水、池及び広場などの環境施設を含めると、敷地全体で25%以上確保することが定められているところでございます。さらに、都

市計画法に基づく開発許可の基準におきましても、開発区域の境界に沿って、その内側に開発面積に応じた緑地帯など緩衝帯を設置することと定めているところでございます。

現時点では、詳細設計を行っておりませんので、具体的な造成計画はございませんが、詳細設計を行う上では、法に基づく基準を満たすとともに、建物の配置等につきましても、市が地元自治会からの意見や要望を企業にお伝えして、地元自治会及び企業と調整を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

現在、とても環境に配慮されたつくりになっています。このような企業なら、ぜひこの計画に協力すべきという声も多くあります。敷地内は整然とし、地域環境に配慮された配置になっております。また、緑地帯でしょうか、遊水地でしょうか、柿畑も存在します。

今回の造成計画でも、今ありましたように、敷地の25%の緑地帯の設置が義務づけられているようです。例えば、私は12月の議会の一般質問で農福連携推進の提案を差し上げました。市内の事業者は見えます。しかし、障がい者がまとまって農地で働くことが地域で理解されず、農地を確保することに苦慮されています。農地として貸し出す、とても画期的ではないでしょうか。このような提案を、地域から、市から、ぜひ行っていただきたいと思います。

6番目です。

最後になりますが、経済効果はどれぐらいになりますか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の経済効果について、お答えをさせていただきます。

具体的な数値は現時点で把握することはできませんが、工場が建設されることに伴いまして、新たに法人市民税や、土地、建物及び償却資産に係る固定資産税の収入が増加するものと思われま。さらに、今回工場を建設するに当たりまして、農用地を企業用地に転用することになるため、企業の雇用計画につきまして、当該施設において新たに雇用されることとなる者のうち3割以上を農業従事者となるよう計画することとされておりますので、地域の雇用の創出につながるものと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

本巢市の予算案が新聞に掲載されていました。その隣には瑞穂市の予算案が掲載されていました。本巢市の一般会計予算規模は174億円、瑞穂市は176億円。歳入の内訳に大きな差があります。瑞穂市は、歳入の39%、67億円が市税です。我が本巢市は、29%、50億円です。

私は、自治体の財政予算の仕組みをまだ理解しているわけではありませんが、市税をふやせば独自の施策が多くできると理解しております。宅地化され、建物が建設されれば、固定資産税、経済活動による法人税、消費税、新たな雇用から生まれる個人所得税、遠方からこの地で働きたいという方も多いと聞きます。企業進出による移住・定住も考えられます。このようなチャンスはなかなかないのではないのでしょうか。

また、12月議会でも質問させていただきましたが、この地域には大型の商業施設がオープンしております。以来、明らかに交通の流れが変わっています。交通量がふえています。住民が危険にさらされています。まして、この造成工事が始まりますと、一層です。あわせて住民の安全な生活を守る施策をお願いいたします。

最後にもう一度、丁寧な説明を尽くしていただき、最高の結果に導いていただくことを地元地域は望んでおります。

続いて3番目の質問、大和園の養護老人ホームについてです。

本巢市の議員になりまして、また広域連合の議員になりましたが、昨年まで大和園は介護施設と認識していました。施設の視察をさせていただき、施設の説明を受けました。ここからは養護老人ホームです、ここからは特別養護老人ホームですと説明を受けても、何の違和感もなくうなずいていました。今思えば、恥ずかしい限りです。また、養護老人ホームが何であるかも知りませんでした。

養護老人ホームは、基本的には病気がなく、介護を必要としない自立した60歳以上の高齢者の方で、生活保護を受けている、また低所得などの原因によって自宅で生活できないなどの経済的な理由を持つ方が入所の対象となります。要介護1以上の認定を受けている方は対象外となります。入所には地方自治体の審査が必要となり、措置判断が必要となります。

大和園の養護老人ホームの入所者が減少しています。この2年間で毎年10人ずつの減少です。今は33名が入居されています。新規の入所は、平成29年度は1名です。養護老人ホームの経営は大変厳しく、現場ではかなりの経営努力をされています。このため、入所を必要とする者への影響が懸念されております。

1項目めです。

平成29年において、大和園の養護老人ホームへの新規の入居は本巢市からの1名のみです。そうなりますと、本巢市における窓口での相談や措置判断の状況はどうであったか、お伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、窓口での相談の現状についてお答えをいたします。

養護老人ホームへの入所等の措置につきましては、65歳以上の者で、介護の必要性に関係なく、生活環境や経済的に在宅で生活することが困難な高齢者を対象に、心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案いたしまして、適切に行われるよう努めているところでございます。

措置に至ったケースといたしましては、生活困窮によるもの、ごみ屋敷などの住環境の悪化によるもの、認知症、虐待などのさまざまなケースがございます。

窓口での相談の状況につきましては、平成28年度は2件で、そのうち1件が入所措置となっております。いずれも生活保護担当からの相談でございます。

また、今年度につきましては、現在のところ2件の相談があり、2件とも入所措置となっております。1件は、民生児童委員からの相談を受けた案件で、生活困窮と劣悪な住環境から生命守るため、緊急措置を行ったもので、もう一件は親族からの相談となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

本巢市においては、皆無ではないものの、その相談件数は非常に少ないわけですね。全国では行政の措置控えという例も聞きますので、安心しました。

2項目めです。

この養護老人ホームの定員が60名から40名に変更されました。

それでは、今後について確認ですが、経済的な事情で生活が困難なとき、自立しているが身体や精神の機能が低下しているとき、家族による援助が難しいとき、高齢者を介護している家族が病気や冠婚葬祭などの理由で一時的に介護できなくなったとき等々ありますが、今後の養護が必要な方への対応はどうしていくのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

今後の養護が必要な方への対応はとの御質問について、お答えをいたします。

これまでの養護老人ホーム入所までの経緯を見ますと、本人が直接支援を求めるケースがまれであることから、民生委員、児童委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護事業所などと連携をいたしまして、早期発見に努めることが重要であると考えております。

発見に至った場合は、速やかにケース会議を行い、生活保護などの他の制度も含め、その方にとって適切な支援方法を検討し、支援につなげてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

本人や家族の希望もあり、養護老人ホームへの入所が絶対というわけではないわけですね。お答えにもありましたように、その方にとっての適切な支援を今後ともお願いしたいと思います。

最後になりますが、この大和園の養護老人ホームの今後のあり方について、市長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、大和園の養護老人ホームのあり方につきましてお答えを申し上げたいと思います。

現在、大和園の養護老人ホームのあり方につきましては、施設を所管いたしますもとす広域連合におきまして、今、検討をさせていただいているところでございます。

1月に行われましたもとす広域連合議会の老人福祉常任委員会の協議会におきましては、養護老人ホームは必要であるとしながらも、経営が厳しく、市町の負担がふえているということから、定員を縮小し、稼働率を上げるなど、経営改善について議論をされたというところでございます。

御案内のように、養護老人ホームというのは老人福祉法に規定された施設でございまして、もとす広域連合管内におきましても必要な施設であるというふうに思っております。市といたしましても、もとす広域連合におけます経営合理化の議論というのを今後とも注視してまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

今お話がありました広域連合の老人福祉常任委員会の委員長は、黒田議員です。老人福祉常任委員会は、この問題に真剣に、積極的に取り組んでみえます。私も委員ですが、力不足です。理解を深めたい思いで質問させていただきました。

全国では6万5,000人ほどの定員しかない養護老人ホームですが、各地で定員割れが報告されているようです。2017年9月に約300の養護老人ホームの施設長に対して行ったアンケート調査では、全体の6割が定員割れとなっており、その原因が行政の措置控えであると回答している施設が3分の1にも上っております。

一方、都市部では、近年の格差社会、高齢化などが影響して、高齢者のホームレスやひとり暮らし高齢者がふえていることを受けて、定員数が足りないという現状もあることが報告されています。経済的支援や緊急時に対応してくれること、困ったときに相談に乗ってくれることなどが上位に上がっていることからわかるとおり、単純な措置外しではなく、利用者がどうやったら安心して生

活できるかを見据えた対応も同時に行っていくことが求められていると思います。

特別養護老人ホームとは異なり、生活費用も公費でサポートされる養護老人ホームは、確かに社会保障費が増大する今、真っ先に入居が制限される対象となるやもしれません。しかし、高齢者が本当に安心して暮らせる環境を整備するという点で、行政の対応に対しては批判の声が出ているのも事実です。本巣市においても、今後ともそのようなことが起こらないように努めていただきたいです。

さらに、今、孤独死される方がふえています。病気や貧困を抱え、地域から見落とされ、行政サービスが行き届かない方もふえています。引き続き地域と一体となって、孤独死のようなことが起きないように、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。再開を1時から行いますので、よろしく願いをいたします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番 寺町茂君の発言を許します。

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

気候は徐々に暖かくなってまいりましたが、その分、花粉がふえて目も鼻も喉も調子が悪いのでちょっとお聞き苦しい点があるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

まず、最初にふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

ふるさと納税という制度が導入されてから10年近くの年月がたったように思います。この制度は寄附という形で、ふるさとに対して貢献する制度と、そんなふうに認識をしておりますが、昨今、魅力的な返礼品を目的とした寄附等が問題になって、今年度当初だと思えますけれど、返礼品に対する通告が総務省から出されたらと、そのように記憶しておりますが、いずれにしろ、ふるさと納税に力を入れることによって市の自主財源確保及び地域の魅力発信に対して積極的に取り組んでいくべきだと、そのように考えます。

そこで、まず1番目に返礼品に対する通告等が出されたわけですが、本市においてはその影響があるのかということを含めて、平成27年度、28年度、さらに29年度は現状だと思えますが、どのような寄附額の状況であるかお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、各年度における寄附件数と寄附額につきましてお答えをさせていただきます。

まず27年度でございますが、976件ございまして、寄附額が1,641万6,000円でございます。

次に、平成28年度でございますが、2,068件、寄附額といたしましては1億779万2,500円のそれぞれ御寄附をいただいたところでございます。

また今年度につきましては、3月1日現在の状況ではございますが、1,318件、3,684万1,000円となっている状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

どうもありがとうございました。

やはりお聞きすると、今年度まだ3月1日現在ではございますが、かなりの減額が見られるような状況にあると感じております。

また、これが返礼品の通告によるものかどうかということはまた後ほどお伺いしたいと思いますが、2つ目の質問として、このふるさと納税の用途に対して特定せず市の振興に役立ててほしいとか、次代を担う子どもたちの教育に充ててほしいとか、いろいろな項目が設けられておまして、7つの項目が本市では設定されておると思いますが、それぞれの項目別寄附額というものもお聞かせ願えたらありがたいと思います。

これは28年度分で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

現在の応援メニューにつきましては、先ほど議員申されましたように7項目でございます。

御質問の平成28年度につきましては変更前の6項目でございまして、その中から本市を応援したいメニューということで御指定をいただき、寄附をいただいているところでございます。

その項目別の寄附金額でございますが、まず1点目の「日本三大桜の名木「根尾谷淡墨桜」の保護・保存に関する事業」、こういった項目に対しまして1,158万円、それから2点目の「真桑文楽を始めとする伝統芸能の保護・保存に関する事業」、こういった項目に対しましては190万円、3点目の「NPO、ボランティア団体の育成、支援に関する事業」といたしましては62万円、4点目の「市域の86%を占める豊かな森林の保護・育成に関する事業」につきましては868万500円、それから5点目の「次代を担う子どもたちのための教育及び子育て支援に関する事業」につきましては4,383万2,000円、それから最後の6点目でございますが、「特に指定せず、本巣市の振興に関する

事業」ということに対しましては、4,118万円のそれぞれ御寄附をいただいているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常にいろんな項目に対してたくさんの御寄附を28年度はいただいたというふうに思いますが、問題はそれがどのように事業に反映しているかということで、この寄附金の活用について、それぞれの事業への充当額についても御説明いただけたらありがたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをいたします。

2点目の御質問で項目別の寄附額を申し上げておりますので、その寄附金を充當いたしました事業についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、「日本三大桜の名木「根尾谷淡墨桜」の保護・保存に関する事業」といたしましては、淡墨公園施設改修事業に、また「真桑文楽を始めとする伝統芸能の保護・保存に関する事業」につきましましては、各種文化財の保存事業に、3点目の「NPO、ボランティア団体の育成、支援に関する事業」につきましましては、市民活動助成金に、4点目の「市域の86%を占める豊かな森林の保護・育成に関する事業」につきましましては、林道の維持整備事業に、5点目の「次代を担う子どもたちのための教育及び子育て支援に関する事業」につきましましては、教育施設の整備事業や教育支援員の充実に、最後の「特に指定せず、本巢市の振興に関する事業」につきましましては、広く本巢市の振興事業といたしましてそれぞれ活用させていただいたところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

こうしていただいた寄附金が有効に活用されているというような現状をお聞きして、非常にありがたいことだと思っています。

この項目の中で私はいつも自然環境保護のことを申すわけですが、本巢市といえれば市外の方に聞いても、蛍やろうというような返事が返ってくるように、蛍を中心とした豊かな自然環境ということが言われるわけですが、この寄附金の項目に特に指定せずというのがございます。

が、虫を中心とした自然環境保護にという、そんな項目が特に設けられていないわけですが、今後この豊かな自然を生かしたという市民憲章にうたわれるようなその自然環境の保護に対して、自然環境の基本的な基礎調査を行ったりとか、環境に配慮した基盤整備事業等に活用できるような項目を設置していただけることができるかどうかという要望も込めましてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

御寄附をいただく際に選択するメニューを今年度から7項目に拡大をいたしますとともに、寄附金を市の事業に対し幅広く活用できるように今年度変更したところでございます。

今回議員が御提案をされました自然環境保護への活用につきましては、これは新しく見直しをいたしました使途希望7項目のうちの1つに「安全・安心なまちづくり」といたしまして、環境保護・保全、防災・防犯、公共交通、こういった項目で対応が可能であるというふうに考えております。

また、具体的な事業として申されております自然環境基礎調査でありますとか、環境に配慮した基盤整備事業、こういったものにつきましては、今後こういった事業を実施する場合にはこのふるさと納税の寄附金を活用することは十分に可能であるというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

新しい項目を設定していただけるということで、今後こういった事業が展開される場合には活用していただけるというようなことで非常にうれしく思います。

28年度から29年度、一応、補正予算のほうでも当初1億円を見込まれていたふるさと納税がかなりのマイナス補正をされたわけですが、新年度予算を見ますとまた1億円という金額が計上されております。ということは、一層積極的に取り組んでいただけるものだと思いますけれども、このマイナス補正があった分をどのように補正し、さらには伸ばすためにどんな努力を今後されていくのか、その施策等をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、今後の取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

議員が申されましたように、総務省からの通知に基づいて昨年6月に返礼品の見直しを行いました。それ以降、寄附金額に顕著にあらわれてきておりまして、今回の補正予算において減額をさせていただいたところでございます。

今後は、このふるさと納税の趣旨でありますふるさとを応援する、そういうことから逸脱をしない範囲におきまして、より多くの方から御寄附をいただけるようこれまで進めてまいりました返礼品の見直しをさらに精査・検討をすることによりまして、市内の特産品や本市にゆかりのある魅力的な返礼品を追加し、寄附者へのPR方法につきましても工夫してまいりますとともに、何よりこの本巢市を応援しようと思っただけのような、こういったメニューづくりが必要でありますことから、この本巢市を魅力あるまちとすることによりまして、その結果として多くの方から御寄附がいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

今後、さらなる努力によって当初予算1億円を超えるような寄附額がいただけることを期待しております。

一つ、私からの提案というか、要望でございますが、昨今、老人の独居家庭がふえたり、老老世帯がふえたりというような現状がございますが、本巢市の方で親を残して市外に出られる方、出ていらっしゃる方等が本巢市に残された親さんのところに、例えば本巢市というのは花の生産が盛んであったりとか、ほかにもいろんな商品の生産が盛んなところがございますので、そういった親元のところに花なりその他商品を、例えば誕生日なり敬老の日なりに宅配業者に届けていただいて一声声をかけていただいたりとか、状態を見ていただくような、こんな返礼のシステムはいかがなものかというようなことで考えておりますが、ぜひとも一つの返礼品の項目として考えていただけたら幸いと、そのように思います。

続きまして、自然環境保護についてお伺いしたいと思います。

何度も同じような質問で、12月も同じような質問をさせていただきましたが、また同じことかと言わずに、ひとつ御丁寧な御答弁をお願いしたいと思います。

本巢市はいきなり市民憲章に豊かな自然という言葉が出てくるとおり、実際に自然が豊かですし、生物の多様性というのも非常に高い地域でございます。さらに、蛍というのは観光の一翼を担っている。それで、本市のキャラクターである「もとまる君」のどこかにも、蛍が光っているようなデザインがされているかと思えます。

そういった豊かな自然というのは誇りであるのは間違いございませんが、これは最近環境破壊が叫ばれる中で、何も手を加えなければそのまま残っていくものかということ、どうもそうではないと。

近年は山林、さらに谷川等の荒廃、それから外来生物等の侵入もあって非常に自然環境の劣化が激しくなっている、そんな様子が随所で観察される状況になっています。

特に蛍につきましては、本巢市というのは標高が10メートルくらいのところから最高峰1,600メートルを超えるところまでありまして、ゲンジボタルの発生を見ておきますと、南部の低いところでは5月の中旬から飛び始める。さらに奥地に行きますと、7月の初旬、中旬ぐらいから飛び始めて8月にも飛んでいることがあるというように、非常に長期間にわたって市内でゲンジボタルが見られる、これは全国になかなか例のない地域である。

まれに、温泉が川に自噴しているような地域では、もっと長く見られる地域もございますが、それにつけても非常に特異なというか、すばらしい地域であるというふうに認識しておるわけですが、その蛍に関してまず1問目ですけれど、蛍の保護のために親の蛍を捕まえてきて、その蛍をもとに産卵・ふ化をさせ、さらに幼虫を育てて幼虫を放流すると。それで、放流した後は成虫がどの程度発生するかと、こんなような調査・活動を長年にわたって実施している「どろんこ探検隊」の報告を最後に別紙資料としてつけておりますが、この資料を見ると、これは旧糸貫町内だけですけれども、かつて蛍がたくさんいた、乱舞したという地域、比較的旧糸貫町内でも上流地域にあったわけですが、経年変異を見ると、それが徐々に南部に移行しつつあると。それで、その原因は何かということを経年変異を専門家といろいろ調査した結果、どうもゲンジボタルの幼虫というのは夜行性であり、昼間は川底にある石と石のすき間、もしくはコンクリートのクラックが入ったようなところに潜んで隠れている。それで、夜になると餌をとりに出てくるというような性質があるわけですが、近年、土砂の堆積、もしくはコンクリートの吹きかえ工事等でそういったゲンジボタルの幼虫が潜めるすき間が減っているという状況において、幼虫が北部から南部に流れて、南部の比較的緩やかな流れのところにとどまってそこで発生していると、こんなような状況が今までにわかってきているわけですが、このまま放置すると、上流地域というのは実際は現行放流されたものが成虫になって飛んでいるだけのような観察状況でございますので、実際に蛍が自分たちの力で自然下で生活サイクルを送ることが厳しくなっているような様子がかがえると報告があります。

それで、そういった原因となっている水路、この水路の構造を蛍が住みやすい水路に改修していく必要があるのではないかと、そんなように考えるわけですが、蛍のまちとしてこの本巢市さんはどう考えているかということをお聞きしたいと思います、お願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の蛍が自然下で生活サイクルを全うできるような水路構造への改修が必要ではないかということについてお答えをさせていただきます。

本市では、自然保護及び観光事業発展のため、本巢市蛍保護条例を制定しまして蛍の保護に努めております。

本市としましては、豊かな自然環境の象徴、また観光資源でもある蛍の生息環境に配慮した水路改修を実施する考えではございますが、農業用の水路につきましては堆積土砂の撤去等維持管理について地域の農業従事者に担っていただいております。

高齢化や担い手不足により農業従事者の負担が増大しているところで、地域から維持管理の軽減や土砂堆積防止等の水路構造への改修・要望が寄せられているのが現状でございます。

こうしたことから、今後、蛍の乱舞が見られる箇所での水路改修につきましては、前回御質問の自然共生工法の導入状況について御答弁をさせていただいたとおりでございますが、蛍の生息状況、水路の利用状況、地域要望等を考慮しまして、地域の理解をいただきながら蛍の生息環境を創出できる工法で水路改修を実施してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

いずれにしろ、年々蛍が減少している。それで、蛍保護条例という条例は制定されてございますけれども、蛍を自然下でふやしていく、自分たちの力でふやさせるというようなそんな項目は全くございまして、水路清掃とかそういったレベルの活動しかされていないのが現状だと思いますので、今後、また蛍については私も一生懸命に努力はさせていただきますが、ぜひ市のほうでも蛍が住みやすい水路をつくっていただけるようなお願いをしておきたいと思います。

一つつけ加えですけれども、昨年度の本巢市の広報誌6月号に「蛍の声」という題で特集を組んでいただいたと思います。まさに本巢市が蛍のまちだと、蛍に対する環境宣言をしたような内容になっておりました。そこに、同じように蛍が生息して、蛍の保護で一生懸命水路づくり、水路改修をしている福井県の越前市や武生市、武生市は越前市か、鯖江市等の記事も出ておりましたので、実際にこういった水路の維持管理をそんなに伴わないというか、今まで以上に重労働とさせないような蛍の水路づくりというのも現在徐々に開発されておりますので、ぜひともそんな工法研究をされて、さらなる蛍保護を進めていただけたらありがたいかと、そんなふうに思います。

続きまして、近年、外来種の侵入によって在来生物への影響が出ているというようなことが叫ばれております。

実際に、本市におきましてもいろんな外来生物が侵入していると思われませんが、その侵入している外来生物について市民環境部のほうでは調査を実施されている部分もあるかと思えますし、産業経済部のほうでは、それらの駆除・捕殺もされていると思えますので、まず、どのような外来生物が侵入しているか確認をどの程度されているのか、お聞かせ願えたらありがたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市民環境部長と産業建設部長に求めます。

最初に、市民環境部長。

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、本市に侵入している外来生物の状況把握についてお答えさせていただきます。

外来生物とは、外来生物法で海外から我が国に導入されることにより、その本来の生息地、または生育地の外に存することとなる生物と定義づけられております。こうした外来生物が何らかの原因により自然界に逃げ出すことがあり、その多くは死滅するものの、一部に定着が認められる生物がいます。

定着した全ての外来生物が周囲に悪影響を及ぼすわけではありませんが、時には地域の生態系や人間の生命や身体、農林水産業などに大きな被害を及ぼすことがあります。

同法では、こうした被害を及ぼす、または及ぼす恐れがあると認められる外来生物を特定外来生物として指定しております。議員御質問の本市で確認されている外来生物でございますが、今年度、生活環境課において実施いたしました水生生物調査により、特定外来生物に分類されている動物といたしまして、丹羽川において確認された通称ブラックバスと呼ばれるコクチバスや、春近親水公園内の水路で確認されたアリゲーターガー、また外来生物に分類される動物といたしまして、同じく丹羽川において確認された通称ミドリガメと呼ばれるミシシippアカミミガメのいずれも1個体ずつが確認されております。

これらはペットとして飼育されていたものなどが飼育困難等により人為的に放されたものと考えております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

続いて、答弁を産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、産業建設部としまして把握している外来生物についてお答えさせていただきます。

現在、鳥獣等による農産物被害を軽減させるために有害鳥獣捕獲事業を実施しているところで、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、ジャンボタニシの生息を確認しております。

捕獲状況としましては、今年度ヌートリア22頭、ハクビシン3頭、ジャンボタニシ1,530キログラム、またアライグマにつきましては昨年度5頭の捕獲をしているところでございます。

生息場所につきましては、ハクビシン、アライグマにつきましてはほぼ市内全域で、ヌートリアにつきましては南部地域の農業用排水路周辺、ジャンボタニシにつきましては、真正地域及び水鳥地域の一部の農業用排水路で生息が確認されております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

実際に、特定外来生物を含めいろいろな外来生物が本市にも侵入しているという状況が見てとれます。特にコクチバス、いわゆるブラックバス及びミドリガメ（ミシシippアカミミガメ）、さらにジャンボタニシ、こんなものは非常に繁殖力が強い生き物でございますので、1匹、2匹見つけたという段階ではすぐに膨大な数にふえていく恐れがあります。

今後、観察を続けて駆除活動を実施していく必要性に迫られていると、そんなことを感じます。

今、動物系が出ましたが、外来生物というのは動物だけではございませんので、植物についても近年オオキンケイギク等の分布拡大が非常に話題になっておりますが、本市においてもそれは同様の状況でございます。

オオキンケイギク、それからアレチウリ等の特定外来植物についても市民環境部のほうで調査がされているというふうに認識しておりますが、その調査結果をお聞かせ願えると同時に、今後の駆除対策も実施されていると思いますので、これは市民環境部長、産業建設部長の両者にそれぞれお答え願えたらありがたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市民環境部長と産業建設部長に求めます。

最初に、市民環境部長に求めます。

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

特定外来植物の分布拡大状況及び今後の駆除対策についてお答えさせていただきます。

本市におきましては、平成26年度より3年ごとに特定外来植物調査を実施しております。本調査の目的は、市内の特定外来植物の侵入・拡散状況について把握し、市の環境データの基礎資料作成を目的としております。

特定外来植物であるオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ、オオカワヂシャ等について、繁殖期である5月から7月に本巣トンネル以南において実施しているものでございます。

平成26年度と比較しますと、御質問にありますとおり特にオオキンケイギクについては根尾川沿いでの分布の拡大が顕著であり、糸貫川沿い、岐阜関ヶ原線沿いについても分布の拡大が見られます。これらは、種子が自動車の通行に伴う風や河川敷特有の風で飛ばされることで拡大しているものと考えられます。

また、民有地につきましても放棄地や荒地について拡大の傾向が見受けられます。

市民環境部としての対策につきましては、建設課への調査結果の提供や市のホームページへの掲載、啓発用チラシを各区に回覧するなど周知を行い、駆除について建設課や自治体等に御協力をいただいているところでございます。

今後につきましても、引き続き関係機関等の協力を得ながら駆除を進めるとともに、昨年11月に連携協約を締結いたしました連携中枢都市圏の広域的な取り組みである生物多様性の保全として圏域としてのスケールメリットを生かした外来種対策等の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鐔本規之君）

続いて、答弁を産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、産業建設部としての対策につきまして御説明をさせていただきます。

平成26年度に生活環境課において実施されました特定外来植物調査の結果をもとに本市の管理する導水路を確認しましたところ、約4,000平米の範囲においてオオキンケイギクの生育が確認されたところでございます。

建設課と生活環境課で協議を行い、建設課で駆除を行ったところでございます。

平成27年度から28年度にかけて生息が確認されました導水路の箇所について、オオキンケイギクの駆除工事を発注しまして、27年度には1,900平米、28年度には2,100平米を駆除いたしました。

29年度に生活環境課が特定外来植物調査を実施しておりますので、この結果に基づきまして市の管理の導水路について確認しましたところ、約2,700平米の生息が確認されましたので、新年度、30年度において駆除対応予算を計上させていただいているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

オオキンケイギクについて特に分布の拡大状況が大きいというようなことで、それに対して平成30年度も予算を計上していただいで駆除をしていただけるといようなお話でございまして、大変ありがたいことだと感じております。

また、環境省のほうから生物多様性戦略についてのいろいろな指導・指示が出ている中で、市町村レベルでなかなか生息生物の調査及びこういった外来生物の調査を実施している市町村が少ない中で、本市では早くからこういった調査に取り組んでいただいでいるということにも大変敬意を表したいと、そんなふうに思っております。

さて、平成29年5回目12月の定例会において、自然環境保護に対する専門部署を持っていない本市はどのように対応していくのかというような御質問をさせていただきましたが、各部署の連携をとって自然環境保護の施策案を考えていくというような御答弁をいただきました。

多分、同じような返答しか返ってこないかと思いますが、改めて市長に今後の施策等について伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

結論を先に言っておりましたので、そのとおりで言ったほうがいいのかわかりませんけれ

ども、ただ先ほど来産業建設と市民環境が御答弁申し上げておりますように、私ども本巢市ではこうした生物自然環境保護、生物、植物もそうですけれども、これについてはずうっとかねてから連携をとりながらやらせていただいています。

先ほど来、市民環境部のほうからは動植物の生息調査を実施して、それに基づいて被害の出ているところについては被害を食いとめるということで産業建設部のほうに情報を出して、そして産業建設部のほうでその被害防止のための駆除をやっているというようなことで、私どもはこれで十分もう連携をとりながら動物、植物等の被害防止というのに対応しながら自然環境の保護に取り組んでいるというふうに思っております。

ただ、今後、市民環境の保護に当たりまして専門性が必要とされるような事案が出てくれば、大学等の専門機関の支援もいただきながらまた引き続き自然環境保護に取り組んでまいりたいと思っておりますし、また市町村域を超えて広域的に取り組むことが必要となれば、先ほど市民環境部長がお答えしましたように、今回岐阜市を核とした連携中枢都市圏、こういった事業をやっていくということで組織を立ち上げておりますので、こうした岐阜市を含めた近隣の市町との連携事業というような形で広範囲での自然環境保護の取り組みというのにも取り組んでいきたいなというふうに思っております。

[4番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

どうもありがとうございました。

今後とも自然環境についてはいろいろお伺いしていきたいと思っておりますので、今回は自然環境についてはこの程度でおさめたいと思っております。

引き続き、高齢者対策についてお伺いしたいと思います。

高齢化というのは全国的に進行しておりまして、今後の社会にさまざまな課題を呈しておるわけでございます。

本市においてもそれは同様でございます。独居老人世帯や老老世帯がさらに増加していくことが見込まれております。本市が老後も安心して暮らせる市であってほしいと、こういうのは住民の願いだと思っておりますが、まず1つに本市における独居老人世帯、老老世帯の現状、どの程度世帯数があるものかお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、本巢市における独居老人世帯、老老世帯の現状につきましてお答えいたします。

本市における平成30年2月1日現在の65歳以上の高齢者独居世帯は、根尾地域が210世帯、本巢

地域が493世帯、糸貫地域が464世帯、真正地域が409世帯で、本巢市全体では1,576世帯でございます。

総世帯数に占める割合は12.8%となっております。

次に、高齢者のみの世帯でございますが、根尾地域が136世帯、本巢地域が438世帯、糸貫地域が532世帯、真正地域が563世帯で、本巢市全体では1,669世帯でございます。総世帯数に占める割合は13.6%となっております。

また、独居世帯と高齢者のみの世帯を合わせた世帯数は3,245世帯で、総世帯数に占める割合は26.4%となっております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

独居世帯と老老世帯を合わせると3,245世帯、世帯数の割合にして26.4%にも上るといような驚く回答をいただきまして、今後の高齢化が一層いろんな課題を投げかけていると、そんなふうに感じました。

そこで、2つ目の質問でございますが、独居老人世帯、老老世帯において緊急時の連絡等の不安を抱えておみえになる世帯というのはかなりあるように思いますし、実際に私のところにもどうしたらいいのという相談も何件か来ておるわけでございます。自治会で訪問といった形式を構築してみえるところもありますし、いろんな仲間内で見回り活動をされているところもあるように見受けられます。

市としての取り組みもあるはずですが、なかなか御存じない方もお見えですので、市としてはどのような取り組みをされているのかお聞かせ願えたら幸いです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

独居高齢者の緊急時の連絡等の不安を解消する支援策といたしましては、現在、緊急通報体制支援事業を実施しております。

この事業は、65歳以上の独居高齢者で希望される方に緊急通報装置を自宅の電話機の近くに設置する事業で、高齢者が自宅で容体が悪くなり、緊急に連絡をとりたいときにボタンを押すだけでコールセンターとつながり通話ができるものでございます。通報されました方の状況によっては、コールセンターから消防署へ通報され、必要に応じた救急対応を行います。

また、高齢者が地域で安心して暮らせるためには見守り活動が重要でございます。市といたしましては、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携による見守りに加え、郵便局、新聞配達店

など市内にある34の事業所と協定し、地域見守りネットワークを構築しております。

このほか、地域の困り事を地域で支え合って解決していくために、4地域に協議体を設置し、地域資源の発掘とその地域に応じた課題の把握を行い、対策に向けての協議を行っており、地域性を生かした地域ならではの支え合い活動が実施できる生活支援体制の推進に努めております。

また、高齢者が地域で安心して暮らすためには支え手となる方が必要となることから、本市では介護予防サポーター養成講座を開催し、支え手を育成し、その方々が活躍できる場を提供しております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

緊急時にボタンを一つ押すだけで連絡ができるというシステムがあるということがわかりました。

それで、なかなか高齢者の方にはそういったのが啓蒙されていないというか、啓発されていないようなイメージを受けます。そこで、4月から消防の広域化もあるわけで、4月からのシステムは変わるのか変わらないのか、さらにこの機器をお借りする手続等は変わるのか変わらないのかというようなことをお聞きしたいと思います。

また、広報誌の3月号に高齢者タクシー等の申請方法等が記載されておりましたが、4月に消防法が変わってこんなシステムになるよというようなことがあれば、ぜひ広報誌のほうでも掲載していただけたらと思うわけでございますが、ひとつお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今年度までは、その緊急通報システムというのは何か緊急なことでボタンを押されますと直接消防署のほうへ入りまして、その消防署が判断をして救護活動等を行うようになっておりましたが、来年度からは岐阜市に消防のほうを委託するというので、来年度からはコールセンターを介して、ボタンを押されるとコールセンターに入って、そのコールセンターが判断をいたしまして消防署なり必要な手続をとるといったような状況に変わります。

また、コールセンターには看護師なんかも常駐をしておまして、新たにそういう医療などの相談もできるような仕組みになっておるといったような状況でございます。

あと、申請等の方法につきましては、今までと変わらず福祉の窓口へ来ていただければ申請をしていただけるということになります。

申請には、先ほども申し上げましたように、通報したときに安否確認に協力していただけるよう

な緊急通報協力員ということで、近隣の方3名の方の連絡先等を記入していただいた上で申請をしていただくということになっております。

それから、今後、御存じのない方が多いということですので、また改めて広報等で周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

できる限り、これから高齢化社会がさらに進むようですので、広報等を含めて対策のほうもお願いしたいと思います。

3つ目ですけれども、この質問を考えた後に広報3月号に既に高齢者タクシー等の記事が出てしまいましたが、改めてお聞きしますが、高齢者で運転免許証を返納された方については、樽見鉄道の乗車券がいただけるというようなことが書いてありましたが、実際にいただいても利用しにくいという意見も届いております。

それで、運転免許証返納後に高齢者の移動手段がどのようなものがあるか等も3月号にかなり出ておりましたが、この場でもお聞かせ願えたらありがたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

高齢者の移動手段の支援につきましては、社会全体で支援していくものであると考えております。民間事業者におきましては独自のサービスが行われておりまして、岐阜バスでは65歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した方が運転経歴証明書の提示で運賃が半額となる割引制度や、一部のタクシー事業者では70歳以上の高齢者に対し、運賃の割引を行っております。

これらのサービスに加えまして、本市では75歳以上で運転免許証を自主返納した方に対しまして樽見鉄道乗車券を月4枚、年間最大48枚を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業や、75歳以上のみの世帯で運転免許証を持たない世帯に対しましてタクシー利用助成券を月2枚、年間最大24枚を交付する高齢者タクシー利用助成事業を実施し、買い物や通院などの生活支援を始め、外出の機会をふやし、行動範囲を広げることにより、健康増進、介護予防へとつなげております。

また、公共交通の施策といたしまして、市営バスの運行や利用者の利便性確保のために民間バス路線の維持・拡充及び樽見鉄道、市営バス、民間バス相互の連携を強化しまして、公共交通のネットワーク化に努めております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

3月号にも出ておりましたが、市のほうでもいろいろな施策をしていただいているということで大変ありがたく思います。

現在、26.何%の独居老人世帯や老老世帯があると、これがさらにふえていくような可能性が非常に高い現況でございますが、今後の本市としての行政サービス等についてどのような方向性をお持ちなのか、市長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今後の行政サービスの方向性ということでお答え申し上げたいと思います。

先ほど来、健康福祉部長のほうから現在やっておる事業、市として単独でやっている事業のことをる説明をさせていただいております。そういったことで、重複することがあるかと思っておりますけれども、少しちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

高齢者の人口というのは、今、議員のほうから御説明があったように、決してこれは本巢市だけの問題ではなくて、これは日本全国の全体の問題でもございまして、2025年には団塊の世代が75歳以上になってしまうということで、若年層の人口が減少して国民の3分の1が65歳以上になるといって、そんな超少子・高齢化社会を迎えようといましております。

そういった中で、先ほど来お話がありますように、超少子・高齢化だけで済むんじゃないで、そこに高齢者だけの世帯、高齢独居の世帯、そういった方が年々増加傾向にありまして、これは日本全国どこでも同じようであります。私どもの本巢市も、私も住民票の結果を報告しておりますけれども、世帯動向をずっと見ておりますと、人口は減っても、家族ですね、世帯はどんどんふえております。要するに、いかにどんどんひとり暮らし、そういった方々がふえているということだというふうに思っております。いわゆる世帯分離とかそういったものがどんどん進んでいる、そんな感じがいたしております。

こういった中、国とか県では既にこういった高齢者に対する医療、介護予防、生活支援、またさまざまな取り組みが今までもずっと行われてきておりまして、また本巢市もこうした国とか県の取り組みに歩調を合わせて行政サービスを提供しておるところでございます。

また、市独自の取り組みということで、先ほど来、健康福祉部長がお話ししておりますように、独居老人世帯、老老世帯に対しまして緊急通報装置の設置ですとか、触れ合い地域見守りネットワーク事業、これはかなり本巢市は早くから近隣等と比べていち早くこうしたネットワーク事業に取り組んでいるところがございますけれども、こうした老人を守る、そんな仕組みも早くからつくらせていただいております。

また、それぞれの地域においては協議体の設置等々が今どんどん進んでいるという状況でもございます。そしてまた、あわせて外出の機会を確保しようということで、高齢者のタクシー助成というようなことも今既にやらせていただいております。

こういったことで、これからも高齢者の方々がこの安心して住みなれた地域で自分らしい暮らしがすぐに行えるように、引き続きこうした市の単独の事業の事業なども含めまして行政サービスの充実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、超少子・高齢化がこれからもまだまだ進む、まだ2040年ぐらいまでは高齢者がどんどんふえるとなっております。まだまだこれから二十数年、高齢者がどんどんふえていく時代に至ってきております。これは日本全国、そして全体の、そしてみんなで知恵を出してやっていかなければいけない時代が目前に迫っているということでありまして、これからも皆さん方のお互いに健康に留意しながら、やっぱり高齢になったときの助け合いということをもみんなで考えてやっていける、そんな地域づくりをこれからもしっかりとやっていかなきゃならないなというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

ますます高齢化が進んでいく中で、さらなるいろいろな具体案等を出していかなければならないことだと、そんなふうに感じますが、ぜひその都度なかなか高齢者に伝わらないような印象を持っておりますので、広報のほうをしっかりといただけたらと、そんなふうに思います。

大変、滑舌が悪くて言い間違い等ございましたが、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続いて、一般質問を行います。

5番 河村志信君の発言を許します。

河村議員。

○5番（河村志信君）

去年の10月より市会議員になり、その位置づけ、その責務の重さを改めて実感し、緊張感を持って議員活動に邁進していく所存でございます。今後ともよろしく願いいたします。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番としまして、太陽光発電の開発・設置について。

2011年3月11日、きのうですか、7年がたちます。東日本大震災による福島第1発電所の事故で原子力による発電がとまり、その危険性と電力危機により再生可能エネルギーの存在が注目されるようになりました。

原子力発電のかわりに火力発電が現在は主流となっていると聞きますが、化石燃料の枯渇や地球の温暖化の元凶となっておりますCO₂の排出問題などを考えますと、今後さらに再生可能エネルギー、この再生可能エネルギーの中身は、エネルギー源として永続的に利用することができると思われるものという定義だそうです。その太陽光発電、それから新聞等でたまに出てきます小電力の水力発電、それから風力発電、地熱発電などが今後の発電の主流になると思われま

す。水力発電においては、日本の自然、地形に最も多く設置がされていますが、森林の伐採、自然破壊、またダム湖が土砂で埋まり貯水能力が落ちるなど、今後の建設計画はないと聞いております。

風力発電については、地域に与える騒音、低周波問題、また落雷による損傷など、まだまだ課題の多い発電システムと聞いております。

現在、一番設置が拡大しているのは太陽光発電です。新築の家屋の屋根には多くの太陽光発電が設置され、電力使用量により発電が多くなりますと、売電によりそれが収入になっているというよう

なことも聞いております。広い空き地や雑種地にもメガソーラーと呼ばれる太陽光発電が随時建設されてきております。大きく地域の景観を変えようとしています。この本庁舎からも、岐阜市に設置されたメガソーラーが遠望できます。見た目は近未来的な、異様な様相を呈しております。

本巣市においても、2015年10月より景観条例、こちらのパンフレットになりますけど、こういうのが制定されてお

りまして、現在、運用されていると。その内容をちょっと紹介いたします。「ほっとして、元気を感

じる景観のあるまち～雄大な自然、農村の原風景、特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～」。基本方針1としまして、「市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり」、基本方針2、「市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり」、基本方針3、「市民・事業者・行政の協働による景観づくり」。

特に3番の、市民、事業者、行政の協働を重視していただき、設置業者の方が法令を遵守し許可申請などがきちんとされ、秩序ある開発をしていただき、地域住民や市民からも安心して太陽光が歓迎される施設の設置を願うものでございます。

質問の1番としまして、南部の空き地やそれから北部地域においても日当地区、神海地区にも太陽光が順次設置されているのを散見いたします。

質問の1番としまして、現状の開発設置状況はどうかお聞きいたします。

2番、景観保護や災害対策、古墳等の文化財の保護への対応はどうなっていますか。

質問3、建築物ではない太陽光発電の開発等は余り規制がかからないというふうに聞いておりますが、今後の条例の制定等についてはどういうふうにお考えでしょうか。

産業建設部長様にお聞きいたします。

○議長（鰐本規之君）

議員にお伺いをいたします。

一つずつ質問に答えたほうがよろしいですか、一括で結構なんですか。

○5番（河村志信君）

3つの質問に対して一括で結構ですので。

○議長（鰐本規之君）

一括で結構ですか。

○5番（河村志信君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

そうなると一括質問になりますので。

○5番（河村志信君）

済みません、訂正いたします。通告が一問一答方式でございましたので、訂正させていただきます。

一問一答でよろしくお願ひします。

○議長（鰐本規之君）

じゃあ、一つずつについて答弁をしていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

○5番（河村志信君）

失礼いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議員御質問の現状の開発・設置状況についてお答えをさせていただきます。

開発行為に関しましては、太陽光発電の設置に限らず1,000平米以上の土地で、切り土・盛り土や地目変更をする場合には土地の区画形質の変更に当たることから、本巢市土地開発事業の調整に関する規則により手続が必要になります。

太陽光発電設備につきまして、造成工事を伴わず土地の形状が何ら変更しない場合はこの開発事業の手続の対象外となっておりますが、本市では運用としまして事業者が自治会及び近隣関係者へ事業内容を説明して地元同意をとっていただくよう御指導をしているところでございます。

また、3,000平米以上の土地の区画形質の変更が伴うものに関しましては、原則、県の開発許可を受けることとなりますが、太陽光発電設備は建築物でも工作物でもないとされておりますので、県の開発手続は不要となっているところでございます。

なお、設置状況につきましては市への届け出る対象が限定的でございますので、市内での計画、または設置状況を把握することは困難な状況でございます。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

河村議員に申し上げます。

この件についての再質問がなければ次の答弁を部長に求めますけれども、どうしますか。

[5番議員挙手]

河村議員。

○5番（河村志信君）

今の回答で十分理解させていただきましたので、引き続き。

○議長（鰐本規之君）

じゃあ、2番のほうでいいですか。

○5番（河村志信君）

はい、2番に。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

(2)の質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、2つ目の景観保護や災害対策、文化財の保護への対応についてお答えをさせていただきます。

景観保護につきましては、本市では2015年3月に地域特性に応じた良好な景観づくりの考え方や、具体的な規制誘導策の仕組みについて定めました本巢市景観計画を作成しております。

良好な景観の形成のために建築工事等を行う際に守っていただくルールとしまして、景観形成基準を設け指導をしておりますが、太陽光発電の造成工事を伴わない設置につきましては届け出の対象外となっております。

今後は、景観保護の必要性の可否につきまして他市町の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

また、災害対策につきましては事業者が国のガイドラインに基づいて周辺地域の自然や環境に配慮して実施していただいているところでございます。

最後、文化財の保護につきましては、埋蔵文化財包蔵地内での工事を行う際には文化財保護法第93条に基づく届け出義務がございますので、試掘調査の結果、重要な文化財が確認された場合には、事業者負担ではございますけれども、保護・発掘調査の対象になってまいります。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

河村議員に申し上げます。

次に移ってよろしいですか、再質問をいたしますか。

[5番議員挙手]

どうぞ。

○5番（河村志信君）

文化財の保護という部分で、一部地域で文化財指定を受けている古墳が、現状を見ますともう既に今埋め立てがされていると。古墳の頭の部分だけが出ている状況で、何かちょっと異常なという

か、ちょっと疑問を感じる開発もされております。その点も、今後、行政の方の監視の中で進めていただきたいと思っております。

次に、3番の質問のほうでよろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

1項目め、(3)についての質問について答弁を産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

3つ目の、太陽光発電の開発を規制する条例の制定についてお答えをさせていただきます。

太陽光発電等の開発に係る条例等の制定につきましては、全国的には一部の自治体で条例、要項、ガイドライン等で適切な土地開発の誘導等を目的としまして作成されているところで、県内におきましては恵那市、土岐市と数カ所の自治体において要綱で指導をしている状況でございます。

本市につきましては、地域住民への配慮を目的に、先ほど御答弁させていただきましたように開発手続からは外れているところでございますが、1,000平米以上の土地で太陽光発電設備を設置される場合には地元同意をとっていただくよう窓口において御指導をしているところでございます。

今後につきましても、国や県の動向、他市町の状況等を注視しながら慎重に検討をしてみたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

今後さらに進むであろう本巢市の太陽光発電の開発につきまして、まだ早い段階だと思いますので、今後の将来の本巢市の自然を十分に生かして、またすばらしい景観を生かした形での秩序ある太陽光発電の展開を望むものでありますので、よろしく願いいたします。

次に、2番の質問のほうへ移ります。

2番、船来山を合併記念の古墳公園にで質問いたします。

2004年2月1日、広域合併により本巢市が誕生して14年がたちました。人口3万4,000人余り、一つの市としてさらなる飛躍を願うものであります。

まだまだ、旧町村の区切りがちょっと感じられるのは事実かと思っております。14年の年月が経過し、本巢市市民の気持ちが一つとなり、住みよきランキング上位を実感するためにも、合併記念の公園が実現することを願います。

本巢市役所本庁舎南に位置する船来山、標高は120メートル余り、濃尾平野にぽつんと浮かぶ島のようなでもあります。低山の里山でありながら、山の上からの眺望は非常に爽快なものがあるんじゃないかと想像しています。

船来山は東海地区でもトップクラスの古墳群を誇る山でもあり、300基余りが確認されていると

聞きました。推定では1,000基ともお聞きしております。

そのような文化財、歴史的にも価値のある船来山を古墳公園とし、多くの市民の皆さんが日常の散歩コースとしてウォーキングを楽しんでいただければ健康の増進にもつながり、また古代の歴史ロマン、古墳の文化にも親しむことができると想像しています。

政府、文化庁よりも国指定の史跡リストの情報もお聞きしています。そのような命を受け、本県市民として内外に誇れる市民公園になることを願います。

地権者問題、岐阜市との連携など課題は多いと思われませんが、積極的な取り組みにより船来山の古墳公園化を願うものであります。

将来開通するであろう糸貫インター、東海環状西回りの糸貫インターがオープンすれば、遠方よりの歴史好きな観光客の誘致も期待できます。健康志向の方のウォーキングコースとして多くの方の憩いの場になることも想像にかたくありません。

質問の1としまして、糸貫地区や岐阜市にお見えになる地権者の意向は現状どんなものでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、地権者の同意についてお答えをさせていただきます。

船来山古墳群は、我が国の古墳時代を考える上で大変価値が高く、重要な古墳群であることから、平成27年に策定いたしました船来山古墳群基本構想によりまして、諸条件が整った部分から段階的に国の史跡指定に向けて申請手続きを進めているところでございます。

申請に当たりましては地権者の方の同意を得ることが必要であり、現在第1次申請の予定区域内の地権者の方と協議を進めているところでございます。

この第1次申請予定区域内には8者の地権者の方がお見えです。現在、候補予定面積の約9割に当たりますが、5者の方の同意が得られたところでございます。残る3者の方とは、それぞれ御理解をいただけるよう説明をしておる段階でございます。よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

8者のうち5者が同意を得ていると。あと残り3者のところも非常にいい感触だというふうに関心してお聞きしまして、非常に期待が持てるのではないかと考えております。

2番、国指定の史跡に向けての文化庁の動きは現状どんなものでしょうか、質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

御質問の船来山古墳群の国指定史跡の申請に当たりましては、文化庁並びに岐阜県と事前に協議を重ねて御指導をいただいております。

文化庁からは船来山古墳群の価値や保存・活用の重要性があることをお認めいただきまして、国指定史跡の申請につきましても御理解をいただいております。

また、古墳群は船来山全体に分布しており広大であるため、長期的、また段階的な計画のもと、それぞれ諸条件が整った区域から順に申請を行い、追加指定という形で対応していただけるなどの御指導をいただいております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

大きなテーマでありますユネスコの世界遺産とか文化遺産とか、そういうことも非常に将来に向かって本巣市の重要な宝物になる可能性が大だと思いますので、今後も引き続き文化庁の国指定の史跡を受けるような形で頑張ってもらいたければありがたいと思います。

3番、今後の市の対応、方針、古墳公園として今後どういうふうに捉えてみえるかをお聞きいたします。

○議長（鰐本規之君）

教育長でいいですか。

○5番（河村志信君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今後の市の対応と方針についてお答えさせていただきます。

船来山古墳群は東海地方最大規模の古墳群であり、400年にわたる古墳の移り変わりや多様性をひもとく神秘的かつ貴重な価値があります。

市といたしましては、この船来山を歴史遺産に満ちあふれた山として位置づけ、古墳を始めとする歴史的な価値を広く市民に知っていただくとともに、本巣に存在したすばらしい文化を保存・活用し、後世に伝えていくことが重要であると考えています。その第一歩が国史跡の指定であり、これを最優先に進めていく必要があります。それに向けて作成いたしました基本構想においては、「先人の想い、知恵、技を体感できる「古代と未来のかけ橋 船来山古墳群」」をキャッチフレー

ズに、保存管理や整備・活用などの方針を示しております。

保存・管理においては、古墳の価値や特徴を調査・研究し、船来山古墳群の全容解明に努め、古墳の保存管理方法を決定していくこと、整備・活用については、古墳の特徴や価値が理解しやすい展示や公開の方法を工夫していくことなど、具体的な計画の作成を進めています。

また、船来山は古墳群としての価値のみならず、文化や里山の自然などの魅力や価値がいっぱい詰まった山でもあります。濃尾平野を一望できる船来山からの眺望も他にない素晴らしいものですので、将来的にはウォーキングコース等の整備も進めてまいります。

さらに、3月29日に開室いたします高木貞治博士記念室などとも関連づけ、船来山周辺を歴史や文化、自然環境を生かした市民の憩いの場としての整備を進めていきたいと考えています。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

答弁、ありがとうございます。

場所的にも本巢の南部の中心点にありまして、どこから見ても山の位置が特定できるといういい場所でございますし、標高的にもハイキング等については非常に有効な山であり、公園になる可能性が大だと思っておりますので、今後も引き続きよろしくお願いいたします。

3番としまして、移住・定住対策について。

近年の社会問題ともなっています少子・高齢化、それに伴う山間地域の過疎化、それから耕作放棄地の拡大など、人口減の中でも多くの課題が発生しています。

市長の所信表明にもあります日本一住みたいまち本巢市、元気なまち本巢市への実現の一環として、都市部の若い夫婦がより本巢市へ魅力を感じ、住んでみたくなるメリットの拡大が必要と思われれます。

今後もふえるであろう空き家のあっせん、そして家庭を維持するための就労先の紹介、子どもを安心して育てられる教育環境の整備、いざというときの医療環境の充実など、一元化した窓口、専任担当者の設置により、安心して本巢市への移住を考えていただけるのではないのでしょうか。

一流ホテルへ行きますと、コンシェルジュという役割の方がお見えになります。フロントへ行きますと、フロントは手続、それから部屋のこととなりますとルームサービスとか、実際はばらばらのが現実になるんですが、このコンシェルジュに頼めば、どんなことも親切に対応していただき、心地よくホテルに泊まれるという方がお見えになります。

本巢の移住・定住コンシェルジュというような位置づけで、いろんな迷い、悩みを持ちながら本巢市に興味を持っていただき、もし来ていただける方があれば、この人に頼めば全て一から十まで対応していただけるというような移住・定住コンシェルジュというようなものをちょっと提案したいなと思っております。

来年度新設を予定されています市民協働サポートセンターの開設目的とは外れるかもしれませんが、移住・定住への取り組みも立派な市民活動の一環だと思います。そのような窓口があれば、安心して本巢市への移住・定住を考えていただけたらと考えます。

質問の1としまして、去年の12月に同じような質問をさせていただきまして御答弁をいただいておりますが、早90日がたっております。なかなか住むのは、スピードで対応ということが厳しいかと思いますが、現状の移住・定住の現状はいかがなものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

本市が移住・定住施策といたしまして現在行っております移住・定住補助金でありますとか、空き家バンク制度、こういった事業を活用いたしまして本市に移住をされた方につきましては、昨年度、平成28年度におきまして34世帯103名でございました。

また、平成29年度、今年度でございますが、2月末現在でございますが44世帯132名となっております。昨年度を上回っている状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

数字を見ますと、非常に将来期待ができる人口減から人口増に移るような予感がしておりまして、非常に心強く思っております。

質問の2番、社員の採用は民間企業の権限ではありますが、地元企業の受け入れ状況はいかがなものでしょうか、お答え願います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

御質問の移住者の地元企業での受け入れ状況、こういったことにつきましては12月の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、移住された方の地元企業での受け入れ状況を含めまして、移住された方の御職業でありますとかどこにお勤めなのか、こういったことは市としては把握をいたしておりません。

しかしながら、移住者に限ってということではございませんが、市が指定をいたします事業者が

市民を引き続き1年以上雇用する場合に、その事業者に対しまして雇用奨励金を交付するなどの制度によりまして、幾らかではあります但し移住される方の雇用の場の確保につながっているものと考えております。

また、本市のホームページの移住・定住コーナーにおきまして、ハローワークのインターネットサービスへのリンク設定を行うなど、移住をお考えの方に求人情報の提供もあわせて行っているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

移住・定住というテーマなんですが、私としましては、議員になりましたこの4年間、まず移住・定住が進むことを一番の自分の活動目標として現在思っておりますので、今後もよろしく願いたいと思います。

質問の3、一元化した担当者を置くという専任窓口の設置の可能性はいかかなもののでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

これも企画部長でいいですね。

○5番（河村志信君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをいたします。

市外の方にこの本巢市に末永く移り住んでいただくためには、官と民が連携をする中で、議員が申されましたように、まさに市民活動の一環として取り組んでいくことも必要なことであるというふうに捉えておきまして、実際に移住者の視点に立って相談対応に当たることが重要なことであると考えております。

現在、市北部地域で取り組んでおります小さな拠点活動におきまして、運営主体である市民団体と連携しながら移住・定住対策に努めているところでございます。

しかしながら、移住に際しましては右も左もわからない、こういった移住先に対し多くの不安を感じておられる方に対しまして、国では移住相談窓口を設置し対応しておりますが、本市におきましてもこういった親身になって相談にお答えできるような仕組みを確立することが、より移住・定住者の増加につながってくるものと考えております。

また、議員が申されました専任窓口の設置ということにつきましては、行政需要の多様化によりましてなかなか専任の窓口の設置というものは困難な状況ではございますが、今回設置を予定しています市民協働サポートセンター、こういったものを含む関係機関が連携を密にいたしまして、こういった移住者の相談にお応えできるよう対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

国が進める地方創生の一環として、まち・ひと・しごと創生法があります。その中身をちょっと紹介いたします。

総合戦略の基本目標として、1番、地方における安定した雇用を創出する。2番、地方への新しい人の流れをつくる。3番、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するとあります。

市長の所信表明にも、本巢市第2次総合計画と本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがうたわれております。住みよいまち日本一の本巢市、さらに元気で笑顔あふれる本巢市づくりの実現に我々も期待しておりますので、今後も継続してよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（鰐本規之君）

自席に戻ってください。

暫時休憩いたします。2時50分より行いますので、よろしくお願ひをいたします。

午後2時34分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 澤村均君の発言を許します。

○6番（澤村 均君）

本日は、12月議会に続き2回目の質問ということで、新人議員同様緊張しております。

まず初めに、議員になりました、中学校の訪問、糸貫中学の合唱祭にお招きいただき、感動を覚え、また3月6日の卒業式では、自分の子どもたちのときには行けなかった卒業式に来賓として出席させていただきました。合唱祭では感動し、また卒業式の折には自分自身の中学3年生の卒業式、私ごとになりますが、私の父が病に伏しており、卒業式の後、入学試験の日に父を亡くしました。

42歳でした。ちょうど皆さんの元気な姿を見ているときに、あのときの自分はどんな気分が出ていたのかなということを思い浮かべ、幸せに卒業式を迎え、両親に祝っていただく中学生たち、こういう平和で豊かな時代に育っている子どもたちは本当に幸せかなというふうに思いながら、自分を振り返りました。

当時、私はサッカー少年で部活に一生懸命、おかげで学力は中ぐらいでしたが、何とかこの一番苦しいときに乗り越え、いろんな、さまざまな方の援助や協力で成人になり、現在に至っております。こうして今、市議会議員としてこの場において質問できることは、自分の、当時としては想像もできませんでした。

そこで、質問に入ります。

今、この豊かなときに、いまだに貧困にあえいでいる家庭がある。この子どもの貧困についての質問をするのに当たり、この貧困問題は子どものみならず家庭の貧困から起きている、そういう考えから、今回はこの質問を最初に持ってきました。

まず初めに、本巣市では貧困家庭についてアンケートを行っているとお聞きしました。1番目にその調査結果について、健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、調査結果についてお答えをいたします。

本調査は、岐阜県からの補助を受けまして、小学1年生の保護者、小学5年生の児童と保護者及び中学2年生の生徒と保護者の1,016世帯を対象にアンケートを実施いたしました。回答は423世帯から得まして、回収率は41.6%でありました。本調査より、国の基準による貧困世帯と言われる中には、一人親世帯が比較的多く見られることや、友達との関係、勉強や健康状態などで不安を抱える児童が多いことが特徴として見られました。

なお、国の調査によります最新の貧困率は、平成27年の13.9%であり、本アンケートの調査による本市の貧困率はこれを大きく下回ります6.3%でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

このアンケート調査では、6.3%という全国の平均を下回るという好結果と見られますが、この回収率41.6%の中に、こういうアンケートにも答えられない家庭が潜んでいるのではないかとすることも考えられます。

そこで2番の、今回の結果を踏まえた今後の対策についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

今後の対策でございますが、本調査による結果を踏まえまして、子どもが抱える悩みや子どものいる世帯の困窮状況等を支援するための施策につきまして、本巢市子ども・子育て支援事業計画に位置づけてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

最近における高齢者・障がい者等の公共交通機関、デマンド交通等を含めた効果的な交通体系によって障がい者や高齢者の足の確保、これについて本巢市として、デマンド交通を含めた効果的な公共交通体系の構築について、現在のコミュニティーバスだけでなく、交通弱者への対応は困難であり、デマンド型を含めより便利で使いやすい公共交通体系を考えていくことが求められています。従来から論議されてきたとは聞きますが、市の考え、今後の方針についてお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、デマンド交通を含めた効果的な公共交通体系の構築についてお答えさせていただきます。

公共交通体系の構築につきましては、通勤・通学を初め、高齢化の進展により、高齢者等の交通弱者の買い物や通院等の交通手段の確保につきましては今後の課題となっているところでございます。

こうした課題の解決に向けまして、市といたしましては、まずデマンド交通につきましては、先進地視察や他市町の導入事例の情報収集、学識有識者からの助言等を受け、デマンド交通の導入を検討してきたところでございます。

また、市民の利便性の向上や交通弱者に利用しやすい持続可能な地域公共交通を確立するために、時間短縮のため市営バスのルートの見直しや乗り継ぎの利便性の向上を図るためにダイヤの改正、また広域幹線バスの導入検討、路線バスや樽見鉄道への支援等を実施してきたところでございます。

今後はこうした課題に対応するために、来年度策定予定をしております公共交通連携計画の中でこれらの公共交通の特性を生かしました公共交通ネットワークの形成に加えまして、デマンド型交通の導入も含め、本市の公共交通体系の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

せんだって海津町、輪之内町、大野町と地域の異なったデマンド交通の視察に行っていました。そこで海津町では、この本巢市の「もとバス」と同じように空気を運んでいるという意見が多数寄せられている。そして現在はどうか、この本巢市でいう「もとバス」、樽見鉄道、あと公共交通機関等をつなぎ合わせ、ドア・ツー・ドアとまではいきませんが、なるべく市民の皆さんが使いやすい、病院や買い物、そして観光地等へ気軽に行ける、そういう交通体系を見てきました。

最初の導入するきっかけというのはどこでも同じで、最初は空気だけを運んでいるという苦情の中で、こういうデマンド交通と組み合わせてさらに細かく足をつないでいく、特に交通弱者のためには、遠距離を歩くのではなく、なるべく近くのバス停までを別の交通機関でつなぐ、それによって海津の場合はこの3年間で右肩上がりで基幹バスの乗車率もふえ、この本巢市でいう「もとバス」であります。これを基幹にしてその枝をつなぐ、そういう細かい体系をつくることによって、今ある現状のものを変えるのではなく、それを使いながら幅の広い足を確保する。これはかなりいいものである。まして実績も上がっているということでありました。そしてこの隣の大野町では、小さなミニバンを使いながら、乗車定員3人、これでドア・ツー・ドアでつなぐ。これは本当に弱者にとってはありがたい便利なシステムだと見てまいりました。

さまざまな地域によってさまざまな交通体系が選べる。そして、学生から中学校・高校、そして多くは観光客までこのシステムによって好きなところに行ける。こういう体系というのが望ましいと思います。ぜひともこの本巢市でもこの「もとバス」、樽見鉄道を生かしながら細かな配慮をしていただきたい、そういう体系をつくっていただきたいと思います。

これは、最近、私がぬくもりの里でいただいていた資料ですが、この本巢市でも買い物支援事業として、高砂町、そして神明地域では自治会を柱にして、これを地域の足として活用する、こんないいものがあることを初めて知りました。これはモデル事業ということなので、地域の自治会長さんの協力を得ながら行っている、そういうふう聞いてまいりました。あくまでもボランティアの協力により実施しますとは書いてありますが、本当にこれは地域が自分たちの足を自分たちで確保する本当大切な仕組みだと思います。これを全体の地域でやれば、コミュニティーバス、そしてデマンドタクシーなどを使わなくてもいいのかなとは思いますが、ただ高齢者による協力を得て行っているようで、これも余り長く続かないような気がします。

そこで、まず今差し迫ってできるのは、これはモデル事業なんですけど、これをまずほかの地域にもなるべく広く広げていただきたい。そうすれば費用は、民間の事業者に委託するよりはるかに予算はかからないと思います。ぜひともこのモデル事業を拡散していただいて、今後とも交通弱者と言われる高齢者、障がい者等の足の確保に向けて努力していただきたいと思います。

3番目に、国民健康保険の県単位化に関して質問いたします。

県単位化になると言われるこの国保税、また6年間の激変緩和措置が行われるという国の指針でありますが、この本巢市での今後の保険料の推移を質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市民環境部長に求めます。

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは保険税がどうなるのか、また6年間の激変緩和措置が終了したときはどうなるのかについて、お答えさせていただきます。

平成30年1月30日に、県から平成30年度の国民健康保険標準保険税率及び本巢市が県に納めなければならない国民健康保険事業費納付金の額が示されました。また、標準保険税率にあつては岐阜県のホームページで、県内の全ての市町村の数値が公表されています。これからの国民健康保険税は、県が示す標準保険税率を参考に決定していかなければならないと考えています。本巢市の現在の保険税率と示された平成30年度の標準保険税率とを比較しますと、標準保険税率が若干高くなっておりますが、平成29年度決算余剰金等も見込まれるため、平成30年度においては保険税率の改正は考えておりません。しかし、標準保険税率は、医療費の動向を加味しながら示されることになることから、医療費が上がれば標準保険税率も上がることになり、保険税も増額しなければならないことになると考えております。

また、6年間の激変緩和措置が終了したときにはどうなるかでございますが、岐阜県国民健康保険運営方針（案）では県単位化という制度改正の趣旨に鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を超えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来的には保険料水準の県内統一を目指すことになっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

2番目の質問に入ります。

収納率の向上が強調されています。これまでも税収納率向上策として、違法な取り立てさえ実施される自治体がたまたまありました。その傾向をさらに助長することになりはしないかという心配がされておりますが、これについて質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市民環境部長に求めます。

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

国民健康保険税の徴収につきましては、本巢市においては法令等を遵守し、適切に対処しております。

また、国民健康保険税の納税につきましては、市民負担の公平、納税の秩序を維持する観点から、今後も法令等を遵守し、効果的・効率的な徴収業務を行えるよう努力していきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ただいまの答弁に、再質問としてお伺いします。

収納率向上のために、収納マニュアルというものは今本巢市にはございますか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

収納率の向上につきましてお答えさせていただきます。

市では平成28年10月に本巢市債権管理適正化ワーキンググループが組織されまして、債権管理の適正化に向けた検討がされ、昨年11月に、本巢市債権管理マニュアルを作成されました。このマニュアルに沿った適正な運用により収納率の向上に努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

3番目の、収納率低下の原因の一つに、高過ぎる国保税、この国保税の負担軽減のための方策も同時に進めるべきではないかと思われませんが、これについて質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市民環境部長に求めます。

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

本巢市の保険税は、平成29年度、本算定における1人当たりの賦課額は94,871円で、21市中、17番目の低い状況となっております。また、収納率の状況につきましては、平成26年度より毎年増加しておりまして、平成28年度は現年課税分として95.83%と、21市中、7番目の収納率となっております。

今回の国保制度改革では、収納率の向上や医療費適正化の取り組みに合わせ、保険税の適正な設定等により、決算補填目的の法定外一般会計繰入金を解消することとなっておりますので、保険税の緩和を図るための一般会計繰り入れを行うことは考えておりません。

低所得者に対しては、平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、平成30年4月から低所得者に係

る国保税の軽減判定所得の見直しにより、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減では5,000円、2割軽減対象では1万円をそれぞれ引き上げるようになっておまして、被保険者の負担の軽減を図ることになっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

4番目の質問に入ります。

国民健康保険の問題を抜本的に解決するには、制度の再構築、国のさらなる負担の拡充が必要です。国に対し、しっかりと意見を主張していくべきだと考えます。今、国民健康保険の未納・滞納者、この方々の中には、国民年金のほうを支払えない、国民健康保険は払わないと保険者証がもらえない、そういう現実の中で年金の滞納者もさらにふえている、そういう現状の中で市長にお伺いします。この国に対してしっかりと意見・主張をしていくべき、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、国民健康保険の県単位化に関連いたしまして、これからのこの制度についてしっかりと意見を主張していくべきだという御質問でございますので、お答えを申し上げたいと思います。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正する法律が、平成27年5月に成立いたしまして、国民健康保険を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、また負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずることとして、平成30年4月から再構築されました新たな国民健康保険制度がスタートすることになります。

県の単位化によりまして、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となって国保運営の中心的役割を担う、そして制度を安定化させていくというふうになっておるわけです。また、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっております。

今回の国保制度の改革によりまして、国は平成27年度から低所得者対策といたしまして、自治体への財政支援の拡充を図るために約1,700億円、また平成30年度からは財政調整機能の強化や保険者努力支援制度等に、毎年約1,700億円の追加の財政支援を行うことといたしておまして、合計で、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を実施することによりまして、国民健康保険の抜本的な財政基盤の強化を図っていくということにいたしておまして。

こうした仕組みになっておまして、こうした制度改革が新年度から新たな取り組みということでスタートいたします。しかし、御案内のように、これで十分かと言われると、なかなか私どもはまだまだ十分じゃないだろうというふうに思っております。私どもが入っております全国市長会で

も毎年要望をいたしております。引き続き国庫負担割合の引き上げ、国の負担をもっと上げてくれということとか、それから低所得者層に対する負担軽減策の拡充強化というのをやってくれということも毎年要望しております。今後も引き続きこの国庫負担割合の引き上げ、また低所得者層に対する負担軽減の拡充強化というのを、全国市長会と一緒に、これからも引き続き要望していきたいと思っております、ぜひ国保の中における、それぞれの負担の軽減というのに取り組んでいきたいと思っております。

これは何度も申し上げておりますが、これから県財政の一本化というふうになって、いずれは県全体での保険料を一本化するようになってまいりますと、各市町村で、例えば今までも幾つかの市町村がやっておりますけれども、一般会計から繰り出すとかいうことがもうできなくなってくる制度でございますので、やはり根本的にこれからも運営していこうと思うと、先ほど申し上げておりますように国の負担をふやしていただく、そしてまた低所得者層に対する負担拡充強化をしていただくということを強くやっていかないと、なかなか運営がうまくいかないだろうということも危惧しておる。そのことから、これからも引き続き国等へしっかりと要望していきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

今後とも国保に関しては、市のほうの努力、それをお願いするしかございませんが、今後ともよろしく願います。

4番目の質問に入ります。

私は議員になってまだ半年たっていませんが、この間に市民の方から本巣市本郷地内における農地のあり方について、いかなるものかという問題提起をされ、そこで私は行政の執行部のほうにお伺いしたいと思います。私は法律の専門家ではありませんので詳しいことはよくわかりませんが、この農地法、当時の農業委員さんのお話ではかなり複雑で怪奇であるという内容で、そういう説明を受けました。

そこでまずこの問題の最初に立ち返り、平成11年度ぐらいから行われているというこの農地の使用方法について、この間の経緯を説明していただきたいと思っております。

○議長（鰐本規之君）

議長より、質問者に注意しておきます。

議長宛てに出された一般質問通告書には本郷地内の土地と記載されていますが、特定する土地を指しての質問とするなら、番地、もしくは持ち主の指名を明確にすべきと思っております。間違った回答及び違った土地の回答をなされますと、市民の方たちに要らぬ疑惑を抱く恐れがありますので、議長として発言の許可を取り消さなければなりません。

質問者に対し、いま一度お伺いをいたします。

この質問内容については、特定する土地が議員においてわかっておられるのかお伺いをいたします。

○6番（澤村 均君）

この質問は、執行部に対して私は問題定義をしたのでありまして、細かく説明しろと言われれば、今ここにその資料の持ち合わせがありません。 ※

_____、 _____、 _____
_____。

○議長（鰐本規之君）

※

_____。

○6番（澤村 均君）

※

_____。

○議長（鰐本規之君）

了解いたしました。

回答者に対して申しおきをします。

回答者においても、その土地が特定できているならその土地の番地等、また持ち主等の名前を言っていたらなければ、今、議員に説明したとおり、市民に対して要らぬ疑惑を抱かせる恐れがあります。よって、回答する場合においても議員に申したとおり同様ですので、承知おき願います。

[発言する者あり]

○9番（黒田芳弘君）

議長。

ちょっと休憩願います。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。

午後3時26分 休憩

午後4時08分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

黒田議員。

○議会運営委員会委員長（黒田芳弘君）

ただいまの議会運営委員会の協議について報告をさせていただきます。

通告の後に議会運営委員会を開催して、質問通告の内容について協議いたしましたが、その時点では土地がどこの土地か断定できんという中で質問通告がありましたので、これを通告することに議運が認めた経緯がございます。質問が始まった後のことでございますが、今の協議結果につきましては、質問を続けるに当たっては土地の特定をはっきりさせること、それから通告書には農地法

※ 後日取り消し発言あり、副本より削除

違反の疑いを持たれている土地及び農業委員会でも大きく取り上げられたというふうにはっきり書いております。農地に関する所管は農業委員会にありますので、その点に十分留意をして質問を続けていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

御苦労さまでした。

それでは、一般質問を再開いたします。

澤村議員に申しおきをしておきます。

先ほども言ったように、特定の地番、また持ち主がわかるようであれば、それを明確にしていだきますようお願いをいたします。また、回答者に対しても同様でございますので、発言する場合においては、地番、もしくは持ち主の氏名を言って、そしてこの土地についてのこれこれこういうふうですよという説明をお願いをいたします。

今、澤村議員は質問を終えております。

改めて質問をしますかお伺いをいたします。

〔6番議員挙手〕

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

地主であります。鰐本規之氏の所有の土地と確認しております。

○議長（鰐本規之君）

答弁者に対し、申しおきをします。

持ち主が鰐本規之氏の土地ということになっております。

本郷地内においての鰐本規之氏の所有する土地がもしわかっておられるなら、その土地に対しての答弁をお願いをいたします。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは本郷地内の農地違反の疑いを持たれている土地について、お答えをさせていただきます。この間の経緯についてという御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

農地法につきましては、農業委員会が所掌してございますので、報告を受けている経緯についてお答えをさせていただきます。

平成23年4月に農業委員会宛て通報がございましたので、農業委員会は速やかにその事情を調査し、同年9月には所有者と面談、平成25年5月に所有者より土地利用計画の聞き取りを行っております。また、平成26年4月開催の農業委員会総会において、農業経営方針を確認する文書を発送することが決定されたため、農地利用計画書の提出を求めたところ、所有者より農業委員会宛て、その提出がなされたところでございます。

その後において、県と農地法解釈につきまして相談を行っておりまして、農業委員会においてこの農地の利用状況について協議がなされております。これ以降につきましては、農業委員会事務局

職員により、適宜県に相談を行うなどして、県などから助言をいただきながら処理がされているものと承知しております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

経緯のほうがよくわかりました。

そこで今のこの現状、地目、農地、田になっていますが、この現状が本来の認可基準に照らして妥当な状態と言えるのかどうか見解をお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、現状が本来の認可基準に照らして妥当な状態と言えるかについてお答えをさせていただきます。

農地法違反につきましては、農地法第51条に違反転用に対する処分等に係る規定がなされております。違反転用事案の是正に対する命令の最終権限者は岐阜県知事でございます。

農業委員会等に関する法律、第35条には、農業委員会には必要に応じ関係者より報告を徴し、また委員、もしくは職員に必要な調査をさせることができると定められておりますので、市内において農地法における類似事案が発生した場合は、農業委員会より必要な調査等が行われ、その結果を権限者である岐阜県知事へ報告するものと理解しているものでございます。

市としましては、違反か否か判断する権限を持ち合わせていないということでございますので、市の見解についてお答えできないことを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

澤村議員に申しおきをいたします。

農業委員会において農地法違反の疑いがあるというふうに訴えをされております、一般質問の中において、どの時点が農地法に違反するのか等々についての、もし所見があるとするならお伺いをいたしますけれども、ないとするなら次に移ります。

〔6番議員挙手〕

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

私は法律の専門家ではございませんが、農地がどういうものであるかというのは大体わかります。その中で利用方法について、一言だけお伺いしたいと思います。

指摘があったその農地の使用方法について、防球ネットがあり、ゴルフの練習場に見えるんじゃないかという指摘がありました。その点について、これが農地としての適正使用かどうか否かということ、いま一度質問したいと思います。

○議長（鰐本規之君）

これは産業部長でよろしいですか。

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

先ほども御答弁させていただいたようなことでございますけれども、農地法の解釈などにつきましては最終権限者が岐阜県知事でございますし、また農地法の解釈は農業委員会が話せることでございます。立場上、市としまして法律に沿っているかどうかという判断ができない立場でございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

今後ともこの農地の使用方法についての問題ではございますが、農業委員会と県のほうにも一度検討していただく。これは一般市民の目から見てどうかという問題と、法律の問題は別だと思えます。だから今回のような疑惑を持たれるような話が出てくるとは思いますが、使用方法等について御指導が執行部としてできないのであれば、県なり農業委員のほうと一度協議したいと思っておりますので、これで質問を終わります。

○議長（鰐本規之君）

澤村議員に申しおきをいたします。

私の名前が出ましたので、私の名誉のためにも申しておきます。

私は、今に至るまで農業委員会及び県の農業委員会等々から質問は受けたことはありますけれども、その質問を答えた後に何々の指導等々を一度も聞いておりません。そういうことも踏まえて改めて質問をするなら質問を許しますが、いかがですか。もう、終わりでいいですか。

○6番（澤村 均君）

はい、よろしいです。

○議長（鰐本規之君）

澤村議員、席に戻ってください。

本日の会議の会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合により会議時間が延長される恐れがありますので、承知おきをお願いをいたします。もし5時を過ぎるときにおきましては、また議長から報告をいたします。

続いて一般質問を行います。

7番 堀部好秀君の発言を許します。

○7番（堀部好秀君）

昨日で、東日本大震災から7年がたちました。地震が起きたとき私はちょうど車を運転していて、

ここらあたりでも震度2とか3とか揺れたというふうに聞いておりますけれども、実際に地震が起こったことはわかりませんでした。夕方のニュースを見てびっくりした次第ですが、いまだなお御苦労されている被災地の皆様には、私からもお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い本当の復興を祈念しております。

それでは、通告に従って質問に入らせていただきます。

財産収入についてお聞きします。

平成16年2月の合併以来、財産収入の推移を今までずっと見させてもらいましたけれども、合併当初から平成24年以前は大体4,000万円前後、歳入構成比0.1から0.4%でしたが、平成25年度からは8,000万から1億3,000万円、0.5から0.8%と、ときには手数料収入より大きな財源となっております。本巢市の重要な財源要素になっていると思われま

す。この財産収入の中には、財産売り払い収入があるときもあります。財産運用による収入だけを見ても25年度は3,053万円、26年度は6,168万円、27年度は7,763万円、28年度は4,316万円と、少ないときでも3,000万以上の収入があり、それまでの年度の財産収入総額に相当する金額が提示をされています。特に26年度、27年度の2カ年はとても大きな金額が計上されております。

財産運用には財調などの基金による原資の違い。当然、合併当初は、積立金も全部合わせても60億円ほど、それが今となつては80億円を超える積立金があり、それによつても違ふとは思いますが、今までの年度によつて財産運用額が違ふ主な要因をお聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、会計管理者に求めます。

小野島会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（小野島広人君）

それでは、年度によつて財産運用額がなぜ違ふのかという主な要因についてお答えします。

財産運用収入につきましては、財産の貸付収入と利子及び配当金がございます。先ほど議員が述べましたように一般会計の決算額でいきますと、平成25年度は3,053万3,000円、平成26年度、6,168万4,000円、平成27年度、7,763万6,000円で、議員御指摘のとおり、平成26年度、平成27年度が大きくふえております。

その要因でございますが、1つ目は基金の資産運用を定期預金から利率のよい債券へ切りかえたことによる利子の増収でございます。特別会計を含む平成23年度末の基金の債券運用比率につきましては、17.75%、額面で18億円でしたが、順次買い増しを行いまして平成28年度末には、33.05%、額面で28億円となっております。その結果、運用収入は、平成23年度は1,876万9,000円で、運用利回りが0.192%であったものが、平成28年度は3,506万9,000円で、運用利回りは0.382%と、約2倍に上がっております。なお、平成28年度末時点の債券の内訳につきましては、国債が17.8%、地方債、49.9%、財投機関債が32.2%で、利率が低いもので0.56%から、高いものでは1.508%となっております。

2つ目の要因でございますけれども、保有債券による利回りのよい債券へと買い換えを行ったこ

とによる売却益の増収でございます。債券の買いかえにつきましては、それまでは5年物の債券の購入が主なものでございましたが、利率の下落による減収を防ぐために平成26年度より20年物の債券に積極的に買いかえを行いました。その結果によりまして平成26年度は1,480万6,000円、平成27年度、2,922万1,000円の売却益を上げまして、運用利回りも0.5%から0.7%となりました。

以上のことが、大幅な増収につながった要因でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

利回りのいい債券に乗りかえて運用を積極的にしてくれているというふうにお聞きしました。国ならば、年金などのお金も株式投資やファンドなど、ハイリスク・ハイリターンの運用を行っているときもありますが、本巢市はそこまでのことはできないんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、ローリスク・ハイリターンというような運用もなかなかないと思いますし、日銀がマイナス金利政策を始めてからは定期の金利も下がって、高利回りの債券もこれからは難しいのかなあというふうに考えております。本巢市の財産、資産の運用について市の考えをお聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、会計管理者に求めます。

小野島会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（小野島広人君）

市の資産運用の方針についてお答えします。

公金の管理に当たりましては、本巢市公金管理方針を定めておりまして、それに基づいて安全性及び流動性を確保した上で効率的な資金管理を行うというのが原則となっております。

現在の金融状況は、日本銀行によりますゼロ金利政策によりまして1年物の定期預金の利率は0.01%となっております。また金融機関からの大口定期の上乗せ利率は見込めないのが現状でございますが、基金の運用につきましては、積み立て・取り崩し等の計画に基づきまして金利変動や金融政策を注視しながら、運用可能額に応じて債券や定期預金で効率的な運用を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

今、本巢市の公共施設再配置計画の案を見てもみますと、現状のまま公共施設の投資を行うと、こ

れから30年、毎年26億3,000万かかるというふうに予測がされております。補助金や交付金もあって想定どおりになったとしても、実際には市の一般会計から出るお金はそこまでかかるとは思いませんが、それでも公共施設の整備だけでもこれからは大きな費用が必要になって、財調に蓄えるどころか、繰出金が多くなってくるんじゃないかなあというふうに思っております。原資が減ってくるわけですから、今までのような配当も期待できないと思います。少しでもいい情報を仕入れ、ローリスク・ハイリターンな投資先があれば積極的に運用され、本巢市の安定財政に寄与してくれればと思います。

次の質問に移ります。

保育士についてお伺いします。

子育て支援事業を行うには、保育士の確保は最重要項目の一つであると考えております。毎年、市では保育士の正職員の募集を行っておりますが、年々応募者が減ってきているというふうに聞いております。市のほうでも保育士の確保には苦勞されているとは思いますが、応募者が減っているというのは本巢市に限ったことではありません。近隣市町、どこの市町村でも同じような問題を抱えているというふうに聞いておりますが、計画どおり正職員が確保できなければ、日々雇用の保育士を頼むこととなります。もともと正職員を計画どおり雇用していても、本巢市では日々雇用の保育士さんを雇用してみえましたが、ここ何年かは、日々雇用の保育士さんを確保することさえ難しくなっており、その補充対策として人材派遣会社に頼らざるを得ない、そんな状況になっているというふうに思っております。以前にも、正職員の保育士さんの待遇について質問をさせてもらいましたが、保育士の確保について、市は何ができるのか、どんな対策を考えているのかお聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

正職員の採用募集に対する応募につきましては、議員が申されましたように、近年は減少傾向でございます。これは本市の保育士のみならず、他の行政機関、あるいは他の職種におきましても同様の傾向でございまして、公務員全般におきましても応募が減少している傾向でございまして、

そのため、本市では1年間に複数回の採用試験を実施することで、受験機会をふやし、正職員の確保に努めているところでございます。新年度の職員採用に当たりましては、一般試験を3回、実務経験者試験を1回、合計で4回でございますが、実施をいたしまして、保育士につきましては、新年度採用予定を、退職者の補充も含め7名を採用する予定でございます。これによりまして、本市の正職員の保育士は61名となりまして、市内の幼稚園のクラス数に相当する人数を確保したところでございます。また、支援を要する園児への対応等のため、日々雇用職員の保育士も雇用しておりますが、十分な職員確保は難しく、あわせて保育士の派遣委託により職員数を充足させている状

況でございます。

保育士の確保に当たりましては、本巢市の幼稚園が働く者にとって魅力ある職場となりますよう、職場環境や待遇改善を図ることに加えまして、連携協定を締結しております大学等への働きかけなどによりまして、引き続き保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いします。

保育士の確保のために複数回の職員採用試験の実施をされ、来年度におきましても予定人数を確保されているということで、大変努力をしてもらってありがたいというふうに思っております。また、正職員は、どちらかという報酬面よりも、例えば休憩が取れないとか、残業が多いとか、そういう労働環境をよくしてほしいというような要望のほうをよくお聞きするんですけど、30年度からは、今、小中学校の公務支援システム、その幼稚園版が導入されるということで、これによって先生方の負担が減って、労働環境が改善されて、本巢市の幼稚園そのものの評価が上がることを期待しておりますが、日々雇用さんについてちょっとお聞きをしたいと思います。

幼稚園には、日々雇用さん、それから人材派遣会社、パートさんとさまざまな雇用形態の職員の方が勤めてみえますが、日々雇用さんと人材派遣会社から来る保育士さんとは、勤務時間とか勤務内容、これは大変似通っているとは思いますが、しかしながら、市に直接雇用されている日々雇用さんと人材派遣会社に雇用されている保育士さんとは、待遇面で違うというふうに聞いております。

詳しくは内容は申し上げませんが、雇用主が違うので、それはそうなんだろうというふうに見えるかもしれませんが、どうしても近いところで働いているものですから、お互いに情報交換をするようで、例えば本巢市に日々雇用で保育士として勤めるなら人材派遣会社を通したほうが良いよと、そんなような情報が本人たちの間では伝わってしまいます。例えば本人たちが手にする賃金が余り変わらないとしても、市が人材会社に払う金額、費用というのは、本人が受け取る賃金の何割も増した金額を払うこととなります。平成30年度も、人材派遣会社に払う費用として8,200万見てあります。これは何人分を想定しているのかわかりませんが、これを、もし全部本巢市が、直接日々雇用さんで雇うとすれば、かなりの金額が削減できるんじゃないかというふうに思います。本巢市は、財政的に健全だと言われておりますけど、物件費だけは類似団体と比較すると大きいというか、かなり数字的に悪いというふうな評価がされており、市の財政の課題となっております。今の人材派遣会社に払う費用を思えば、市が直接雇用する日々雇用さんの待遇をよくするほうが、結果的に物件費も少なくなり、市の負担も減ることになると思いますが、日々雇用さんの待遇改善について、市の考えがあればお聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員からのお話しにもありましたように、日々雇用の保育士とそれから派遣委託による保育士の報酬面等の待遇の格差、こういったことについては議員も触れられておりましたけれども、派遣元のそういった雇用形態でありますとか、雇用条件、こういったものは市のほうで把握をいたしてはおりませんので、一概に比較することはできませんが、日々雇用の保育士を今後できるだけ確保するためにも、新年度におきまして、この日々雇用保育士の賃金単価、こういったものを近郊の自治体における状況を参考に、わずかではございますけれども、日々雇用保育士の役割でありますとか役職に応じた賃金単価を明確化するために、増額をする予定でございます。それからもう一点、保育士全般に対することではございますけれども、議員が申し上げましたように、新年度におきましては、幼稚園の業務支援システム、こういったシステムを導入することによりまして、職場環境の充実というか、保育士の負担軽減を図っていく上で、こういったことにより、日々雇用職員の今後の確保になっていけばなあというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

幼稚園にはいろんな雇用形態があって、全ての人が満足するというのは難しいとは思いますが、子どもが健全に育つ、安心してあずかれる環境をつくるには、全ての人が必要なんだというふうに思っております。働きやすい、働きがいのある職場づくりを今後とも整備をよろしく願います。続きまして、広域公共交通についてお聞きします。

前回の12月議会で、広域公共交通のことを取り上げ、特にJR穂積駅に行く岐阜バスの路線バスについて質問をさせていただきました。この御回答の中で、この3月までに各首長さんの調整によって意見がまとまれば、30年10月から、新たにモレラ岐阜と穂積駅を結ぶ広域基幹バスの実証実験を行うというふうに御回答をいただきました。今の時点において、首長さんによる調整はどう行われ、予定どおり実証実験が10月から行われるのかをお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、実証実験の予定についてお答えをさせていただきます。

本巣市、瑞穂市、北方町、大野町の2市2町による広域連携事業といたしまして、モレラ岐阜、穂積駅間を結ぶ広域幹線バスの実証実験を30年の10月開始を目指して構成市町で調整しておるとい

うことを、12月の議会で御回答させていただいたところでございます。また、実証実験費用につきましても、運行委託先であります岐阜バスへの市町からの負担金額もあわせて調整を進めてきたところでございます。しかしながら、昨年12月27日に開催されました2市2町の公共交通連絡会議におきまして、既存の大野穂積線の充実を含めて再検討とすることになりましたことから、通行区間を大野バスセンターから穂積駅間に変更し、既存の大野穂積線の快速便というような形で、31年4月を目途に、実証実験をできるよう連絡会議において調整することとしております。

なお、実証実験につきましては、前回申し上げたとおり、おおむね二、三年を実施したいと思っておりますが、この期間等につきましても連絡会議で、今後、調整をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

済みません、ちょっと聞き逃したんですけど、実証実験の開始は、予定どおり10月からでよかったですでしょうか。再質問を。

○議長（鰐本規之君）

部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほど申させていただきましたが、30年10月を、最初、目途としておりましたが、先ほどの調整等々によりまして、31年4月を目途に実証実験を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

前回いただいた回答には、モレラ岐阜から穂積駅までの新路線を検討をしていると言ってみえましたが、ホームページで本巢市の地域交通活性化協議会の会議資料を見せていただきましたけど、その路線を検討されていたようですが、実際には来年4月から既設のほうのJR穂積駅の路線の本数を快速特急で走らせるというふうなことになったというふうなことですが、さきのモレラ岐阜からJR穂積駅までの新路線というのは、28年度交付の地方創生加速化交付金を使って、2市2町による公共交通のランドデザインの中で策定された路線であるというふうに思っております。もちろんこのランドデザインというのは、JR穂積駅までの路線だけではなくて、各市町のコミュニティーバスや、ほかの路線バスの連携も含まれているのは承知をしておりますけど、来年4月から予定されている実証実験は既設の増便ということで、ランドデザインの中身とはちょっと違って

きているなあというふうな印象を持っております。

この3月までに行われる首長さんの会議、想定では、費用負担も調整されるということでしたが、来年4月からの実証実験に使われる費用というのは、どう捻出されるのかお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

実証実験の資金ということでございますが、現在、岐阜バスの大野穂積線につきましては、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び岐阜県バス運行対策費補助金を活用して、不足分を沿線市町で負担して運行しております。

実証実験の運行資金につきましても、この大野穂積線の快速便というような形になることから、現行の同補助金を活用することが可能となります。従いまして、この大野穂積線と同様に、実証実験に伴う不足額につきましては、市町で負担することとしておりますが、これは今後、各市町で調整を行っていく予定としております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

まだ、負担割合のほうも決まっていないということで、また調整が、来年4月の実証実験までにはうまくいかなければ、またおくれるのかなあということもちょっと懸念をしておりますが、今までの既設路線の補助金を増額してもらおうということで、前回の地方創生加速化交付金とか、ああいった手続の難しい交付金を使ってやるんじゃないんだなあというふうには理解はしました。しかしながら、前回、地方創生加速化交付金を使って広域公共交通を検討する目的というのは、交通結節点の連携強化を図ることで、さらなる利用者を見込み、通勤・通学の拠点であるJR穂積駅までのアクセスを向上させることで生活の利便性を確保し、移住・定住の促進を図るということでした。

以前にも、何度も申し上げておりますが、JR穂積駅へ路線バスが、通勤・通学に使えるようにしてほしいということは、本県市民からも要望が、かなり以前にも出ておりますし、最終便がJR岐阜駅よりも1時間も早いということも、先ほどの協議会のほうで検討されていることと思っております。あくまでもこの計画というのは、市民の要望を聞いて、市民の利便性を図るために行われるものというふうに思っております。

今回、来年4月から予定されている実証実験というのは、前に策定されたグランドデザインとは、中身も違って、費用のつき方も違ってきていますし、実証実験の時期も変わりました。目的も以前と変わったのではないかなあというふうに懸念をしております。改めて、今回の実証実験の目的をお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

実証実験の目的につきましては、当初は、議員が、今、申されたとおりでございます。

なお、現在、本巣市から岐阜駅へ乗り入れる路線バスにつきましては、1日128便あるのに対して、穂積駅へ乗り入れる路線バスにつきましては、1日9便と大変少ない状況でございます。

穂積駅への公共交通機関を増加することで、通勤・通学の確保や、交通渋滞の緩和が図れるものというふうに考えております。また、28年8月に、2市2町の地域住民及び本巣松陽高校、岐阜第一高校、岐阜工業高等専門学校の生徒に対して行いましたアンケートの調査結果によりますと、この当時は幹線バスというような表記でございましたが、これが導入された場合に、現行の大野穂積駅の利用者が、平日平均約70名ございますが、これに加えて、平日平均126名の利用者が見込まれるということから、実証実験を行うことにより、通勤・通学を含め、住民の方々の利用の実態や採算性を確認しまして、本運行に向けて検討資料とするものでございますが、本市といたしましては、関係市町とともに本運行を目指していきたいというふうな考えでおります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

もちろん採算性も大事ですが、もともとが通勤・通学に使えるようにといった市民の声を受けて、本巣市も腰を上げられて、ほかの1市2町が賛同されて2市2町の公共広域交通の計画をされたというふうに思っております。ぜひ2市2町皆さんの住民の意見が多く反映されるような実証実験が行われることを期待しまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

お気遣いいただきまして、ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月13日火曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後4時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 寺 町 茂

署 名 議 員 河 村 志 信